DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

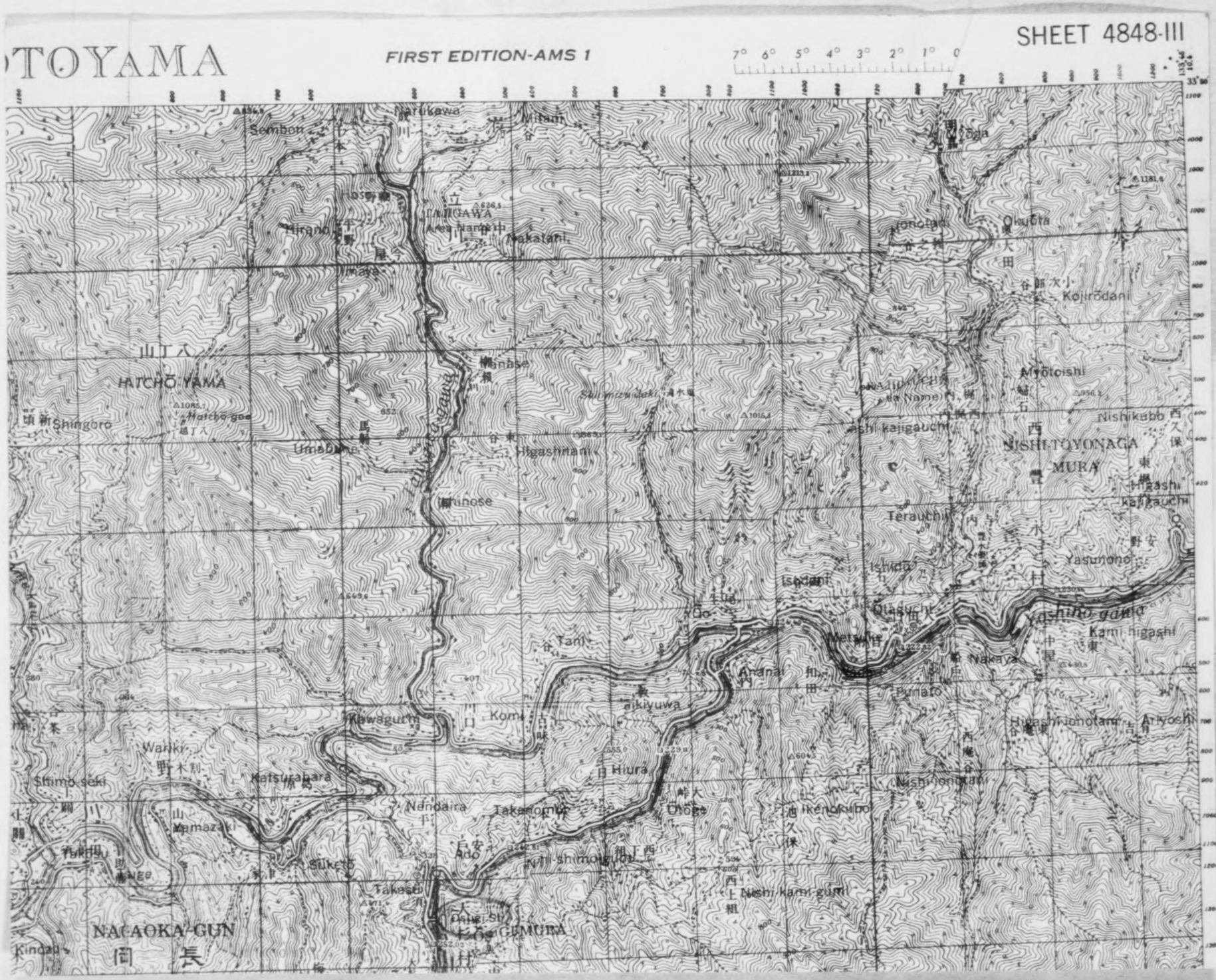

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

あなたの教育委員会

11 委員会の仕事

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

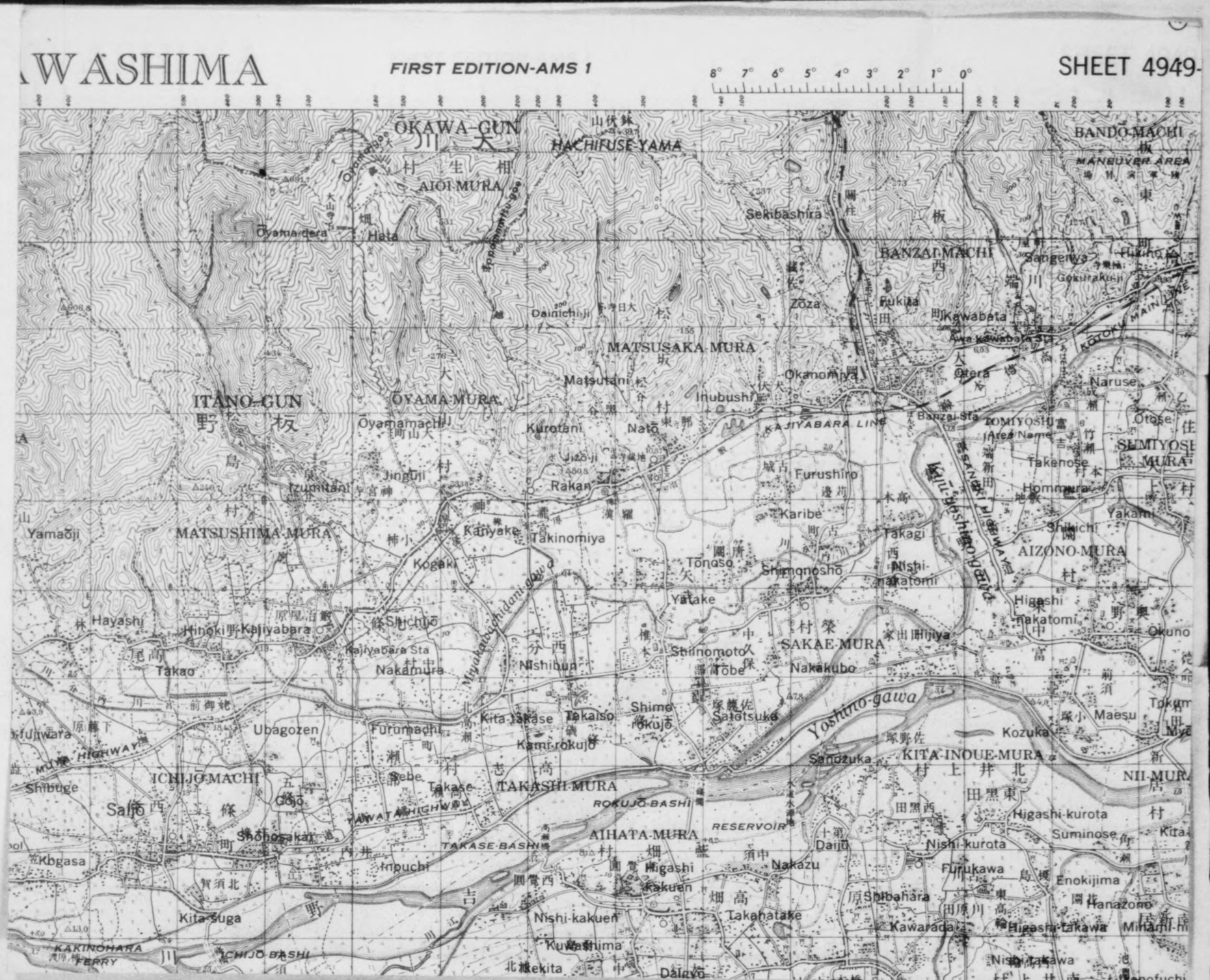

あなたの教育委員会

10 教育長は委員会の指導監督を受けて教育事務を行ふ。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

あなたの教育委員会

9 教育委員は生徒の父母がなることが望ましい。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

SOUTHERN HONSHU 1:50,000

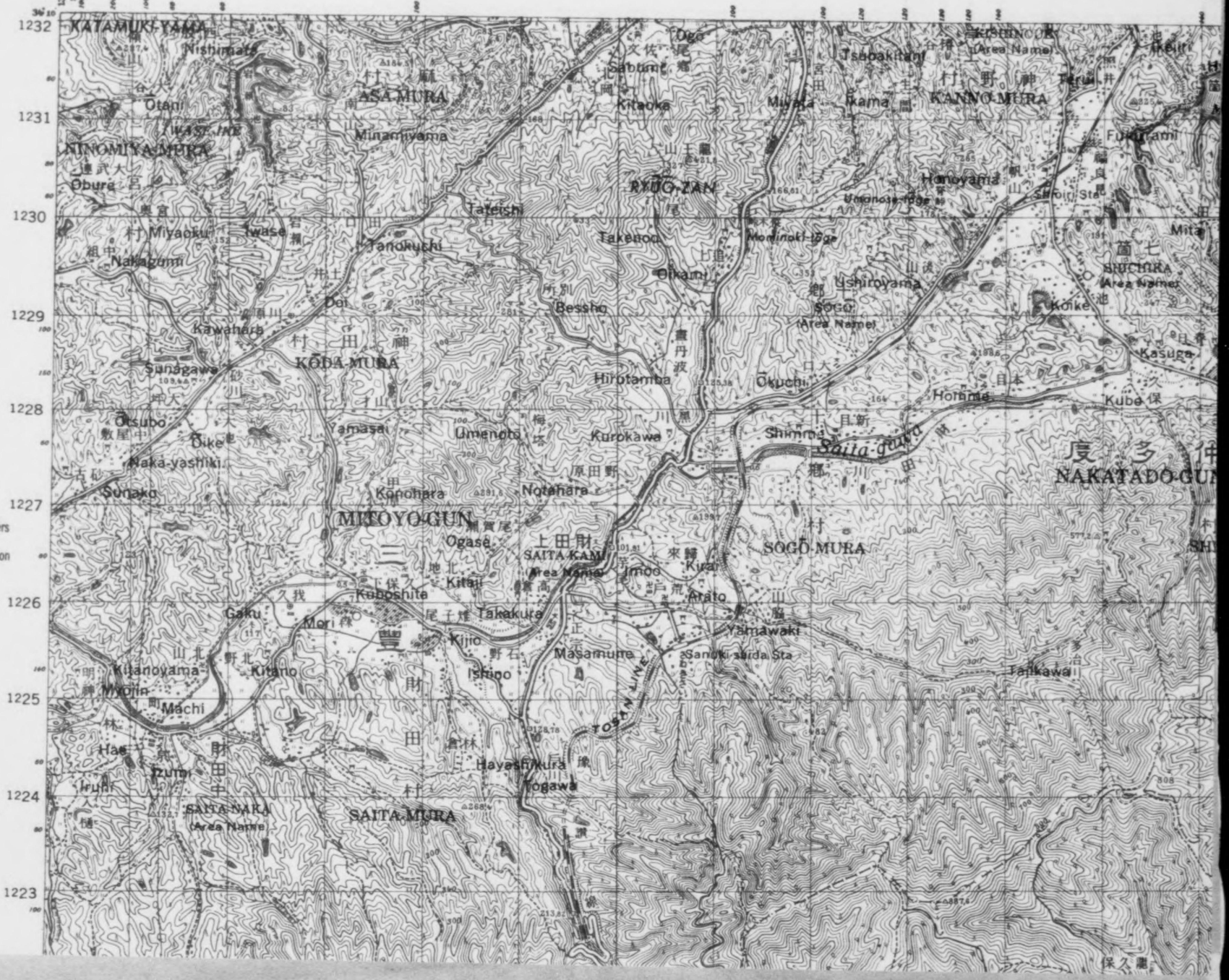

あなたの教育委員会

8 特別のグループは委員会の選挙と
方針に影響(エキキョウ)を及ぼしてはならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

SOUTHERN HONSHU 1:50,000

KA

encies only
ion

Areas
Sparse

se Government Building
n Government Building
y Reservation
Reservation
n Headquarters
e Headquarters
ss and Defense Headquarters
on Headquarters and Garrison
ental Headquarters
Station
dary Naval Station
Camp
Camp
ard
ctural Seat
refectural, Island-office
or Gun Seat
ffice
Village or Ward Office
l
tal
ion Hospital

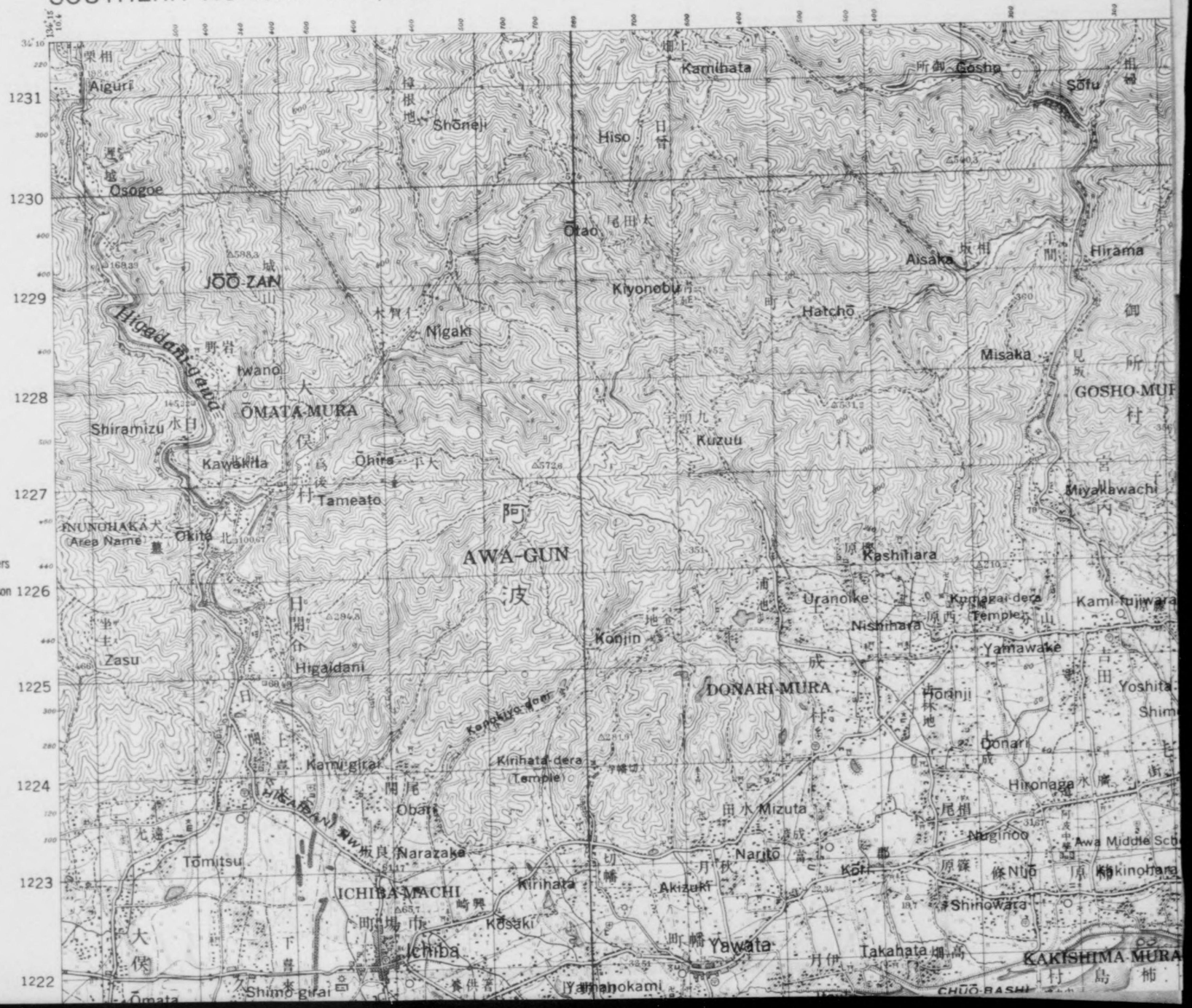

あなたの教育委員会

7 教育委員会はボスに支配されてはならない!!

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

あなたの教育委員会

6 教育委員会はあらゆる職業の人々で代表しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

REPRINTED BY 650th ENGINEER BN., SIXTH ARMY, AUGUST 1945

ARMY MAP SERVICE, U. S. ARMY, WASHINGTON, D. C. 132998
1944

Scale 1:50,000

2 3 4 Miles

2 3 4 5 6 Kilometers

2000 3000 4000 5000 6000 Yards

CONTOUR INTERVAL 20 METERS

GLOSSARY

-bae	rock
-bama	beach
-bana	point
-bara	plain, field
-bashi	bridge
-chō	township
-dai	plateau, plain, hill, field
-daira	plain, field
-dake	mountain
-daki	waterfall
-dani	valley, stream
-fu	prefecture
-gan	rock, cliff
-ishi	rock, cliff
-iso	rock, shoal, shore
-iwa	rock, cliff
-ji	temple
-jima	island(s)
-jinja	shrine
-jinsha	shrine
-kai	bay, gulf
-kaikyō	strait
-kata	lake, inlet, bay
-kawa	river
-ken	prefecture
-ko	lake, pond
-rettō	island chain
-saka	grade, slope
-saki	cape, point
-sammyaku	mt range
-san	mountain, ridge, hill
-sawa	stream, ravine, marsh
-se	reef, shoal, rapid
-seto	strait
-shi	municipality, city
-shima	island(s)
-shō	reef, shoal
-shotō	island group
-suidō	channel

あなたの教育委員会

5 選挙人は候補者の能力をすべての角度よりよく検討しなければいけない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

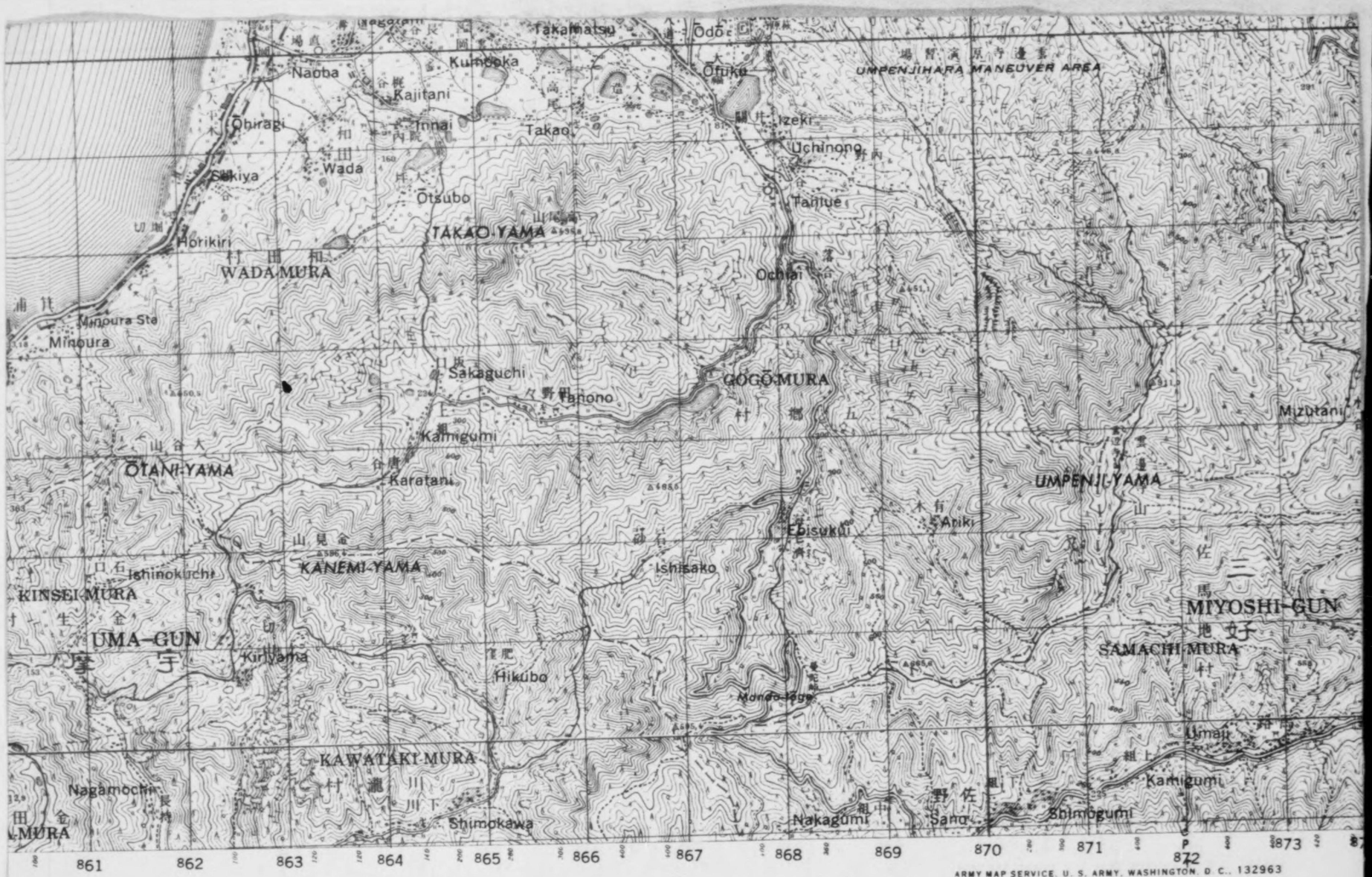

ARMY MAP SERVICE, U. S. ARMY, WASHINGTON, D. C., 132963

6/45 KM

1944

Scale 1:50,000

1 2 3 4 Miles

2 3 4 5 6 Kilometers

2000 3000 4000 5000 6000 Yards

CONTOUR INTERVAL 20 METERS

GLOSSARY

-bae	rock	-ishi	rock, cliff	-rettō	island ch
-bama	beach	-iso	rock, shoal, shore	-saka	grade, sl
-bana	point	-iwa	rock, cliff	-saki	cape, p
-bara	plain, field	-ji	temple	-sammyaku	mt ra
-bashi	bridge	-jima	island(s)	-san	mountain, ridge,
-chō	township	-jinja	shrine	-sawa	stream, ravine, m
-dai	plateau, plain, hill, field	-jinsha	shrine	-se	reef, shoal, r
-daira	plain, field	-kai	bay, gulf	-seto	s
-dake	mountain	-kaikyō	strait	-shi	municipality,
-daki	waterfall	-kata	lake, inlet, bay	-shima	islan
-dani	valley, stream	-kawa	river	-shō	reef, s
-fu	prefecture	-ken	prefecture	-shotō	island gr
-gan	rock, cliff	-ko	lake, pond	-suidō	cha
-gata	lake, inlet, bay	-kō	harbor	-tai	plateau, plain, hill, f

あなたの教育委員会

4 國会議員、縣会議員、官吏、有給公吏は教育委員を同時に勤めることはできない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

あなたの教育委員会

3 候補者は六十人の推薦と署名を必要とする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Track

Track

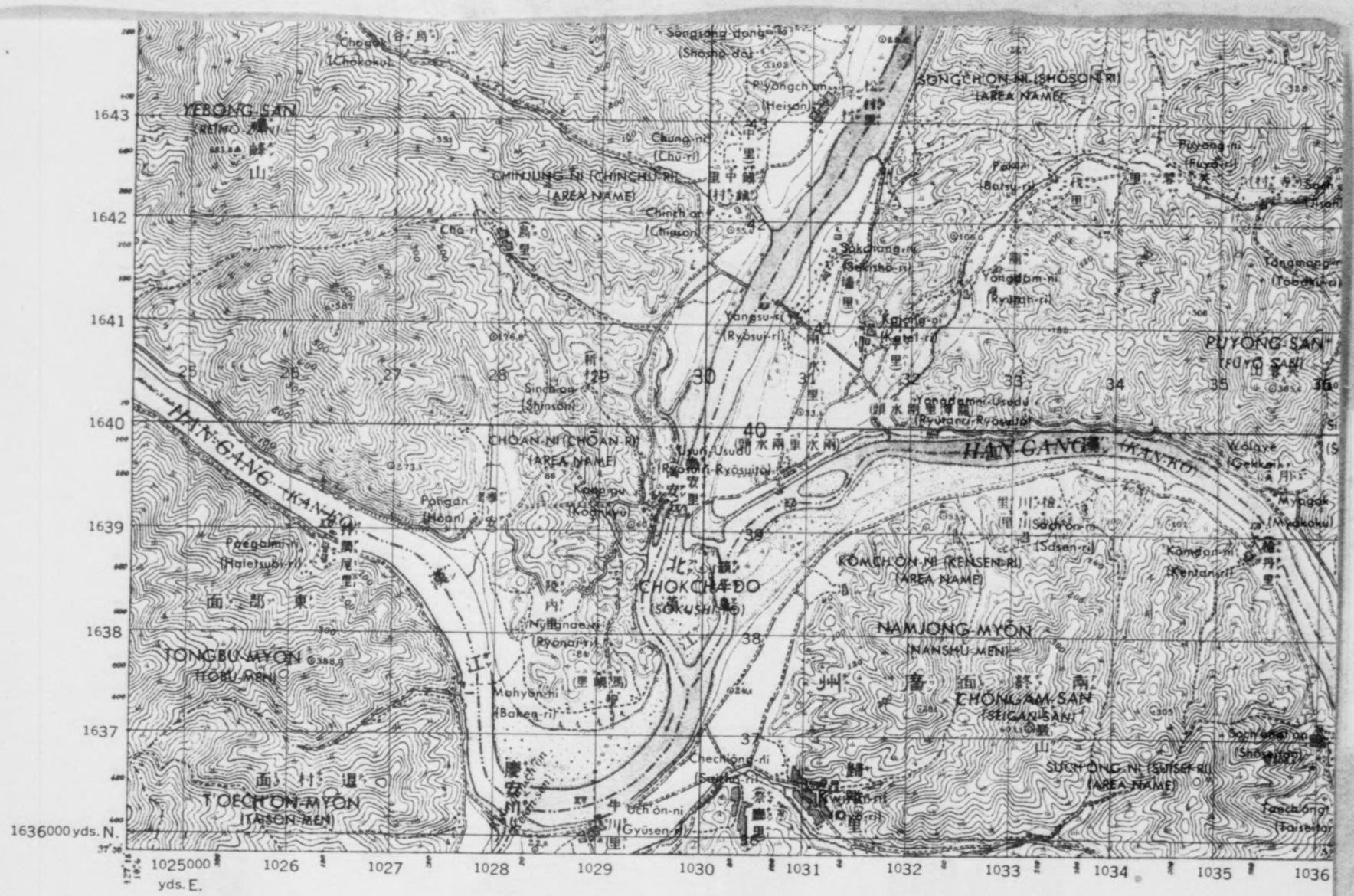

A.M.S. L751

Type A (AMS1), 1945

Prepared under the direction of the Chief of Engineers by the Army Map Service (CV), U. S. Army, Washington, D. C. Copied in 1945 from Korea 1:50,000, Japanese Imperial Land Survey, Masogu-ri, 1927. Place names transcribed according to the McCune-Reischauer System; alternate Japanese names shown in parentheses transcribed according to the Modified Hepburn (Romaji) System.

Sc

1 0

1 0 1

1000 0 1000

CONTOUR

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

あなたの教育委員会

2 人々は教育委員を選挙する。

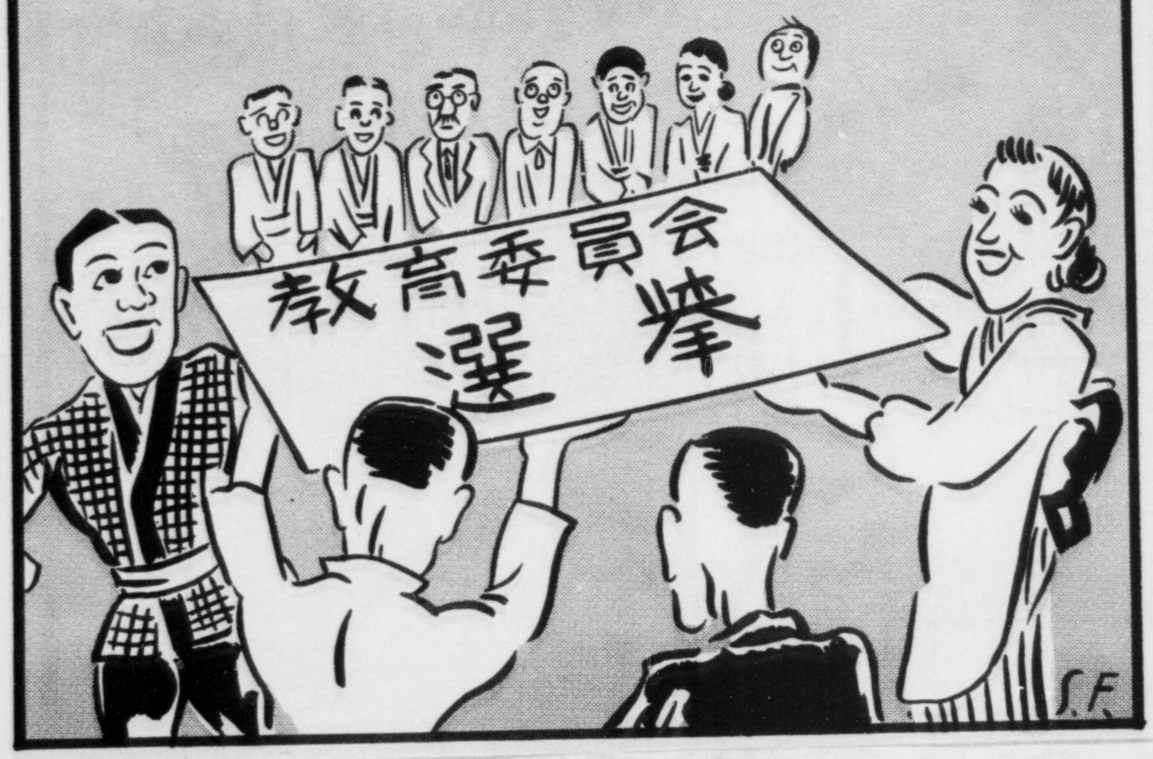

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ce
ment Monopoly Bureau
Office or Factory
e of Maritime Affairs
rological Station
Office (with Telegraph
and Telephone service)
Office
raph Office
hone Office

row (B) Wide
A) Ordinary (B) High Tension
Two Tracks (B) Single Track
Station
Double (E) Single

A) Fixed (B) Approximate
plete)
ub-prefectural
r Mura (A) Fixed (B) Approx.
ands
(A) Fixed (B) Approximate
ge
Bridge
ge

Ford
r Ferry (Single Boat)
r and Horse Ferry (Two Boats)
rry

Commercial Port
Fixed Beacon
Fixed Beacon (Lightless)
Buoy (Lightless)

Garden
Garden

d (D) Cultivated marsh
(E) Irrigated rice field
ry (F) Dry Rice Field

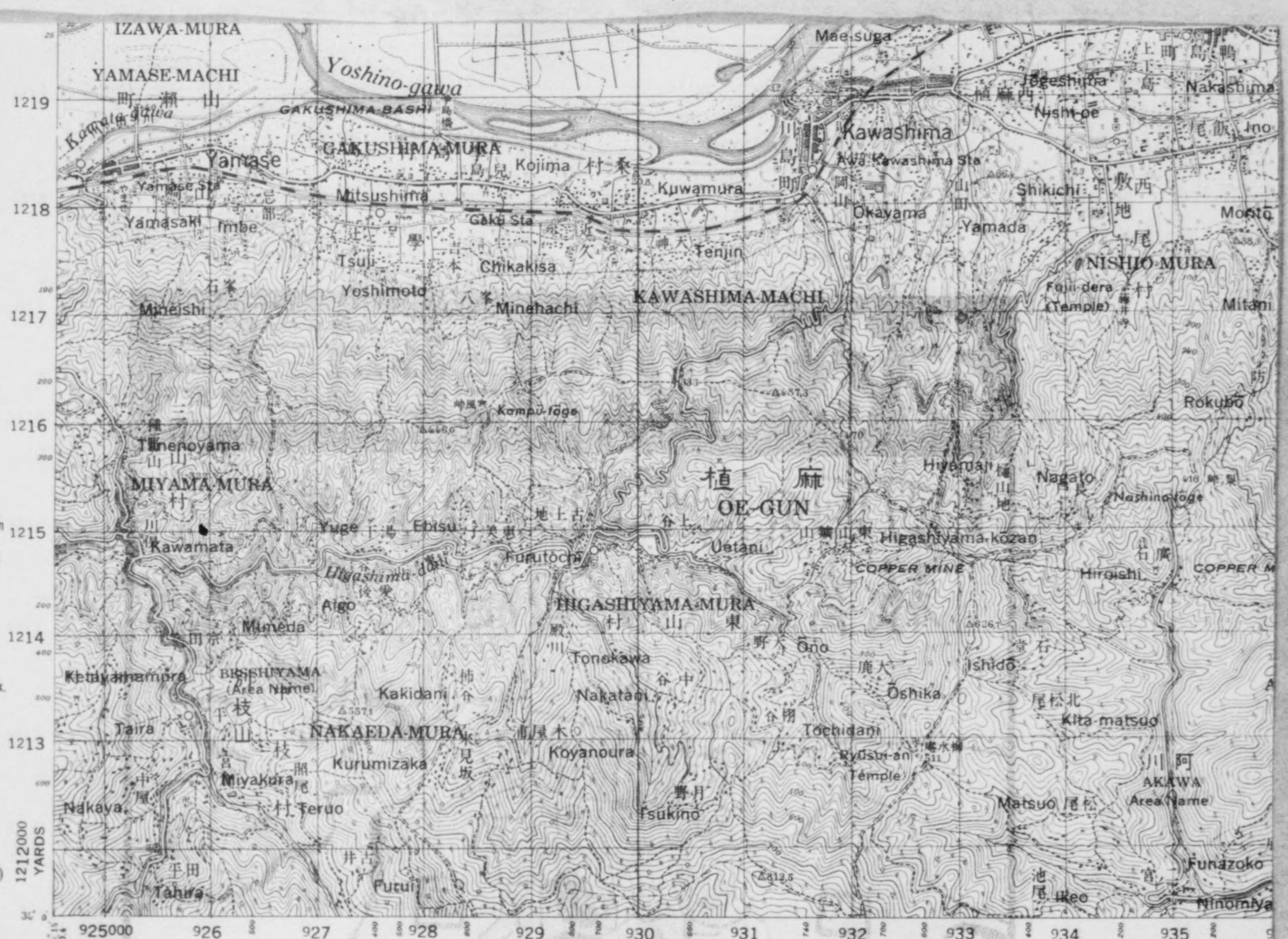

A.M.S. L775

First Edition (AMS 1) 1944

Prepared under the direction of the Chief of Engineers, U. S. Army, by the Army Map Service (CV), U. S. Army, Washington, D. C., 1944. Copied from Sheet 26-12, 1:50,000, Japanese Imperial Land Survey, published 1937. All place names transcribed according to the Modified Hepburn (Romaji) System.

Elevation measured from the mean tide of Tōkyō Bay

CONVERSION GRAPH

Meters	Feet
3,000	10,000
	9,000
2,500	8,000
	7,000
2,000	6,000

1 0
1 0 1
1000 0 1000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1 copy filed extra

F
(School Board)

あなたの教育委員会

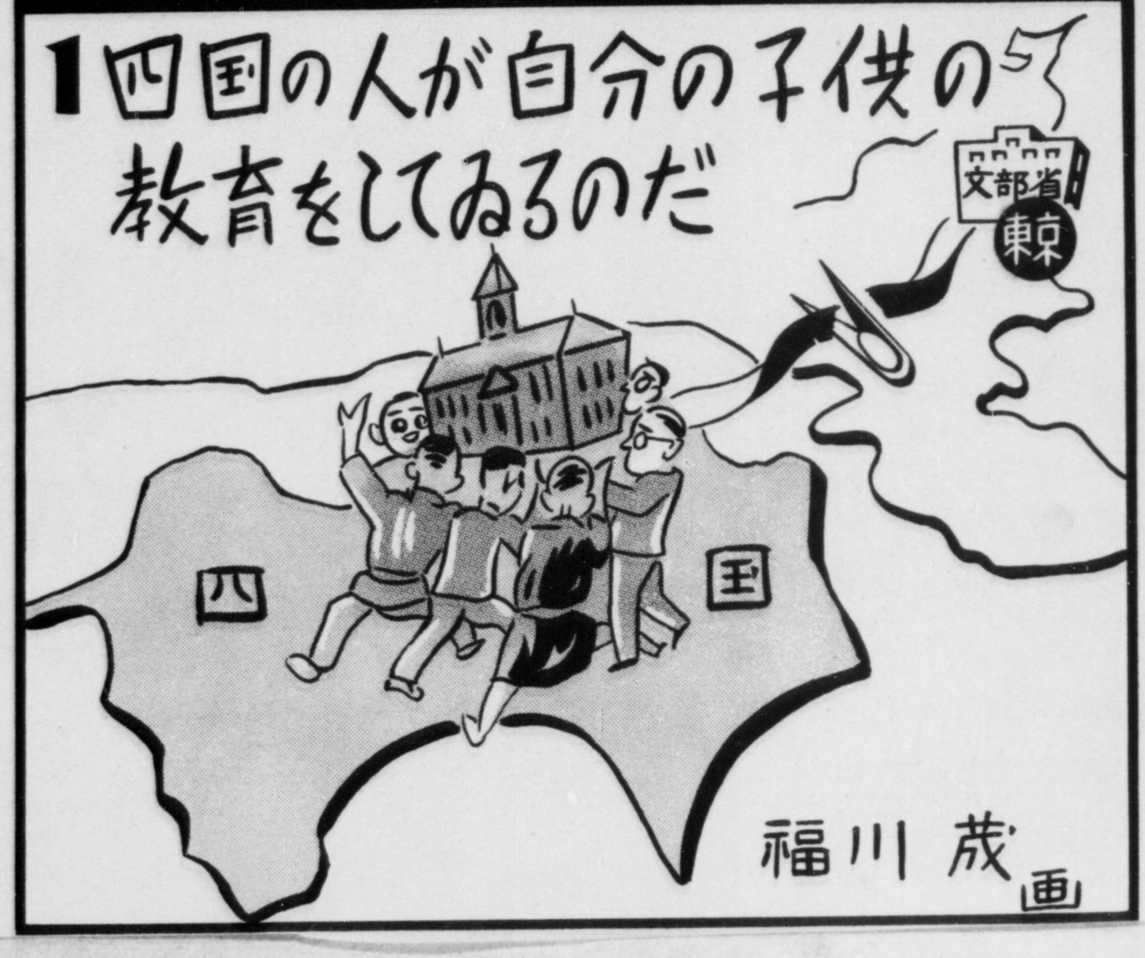

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

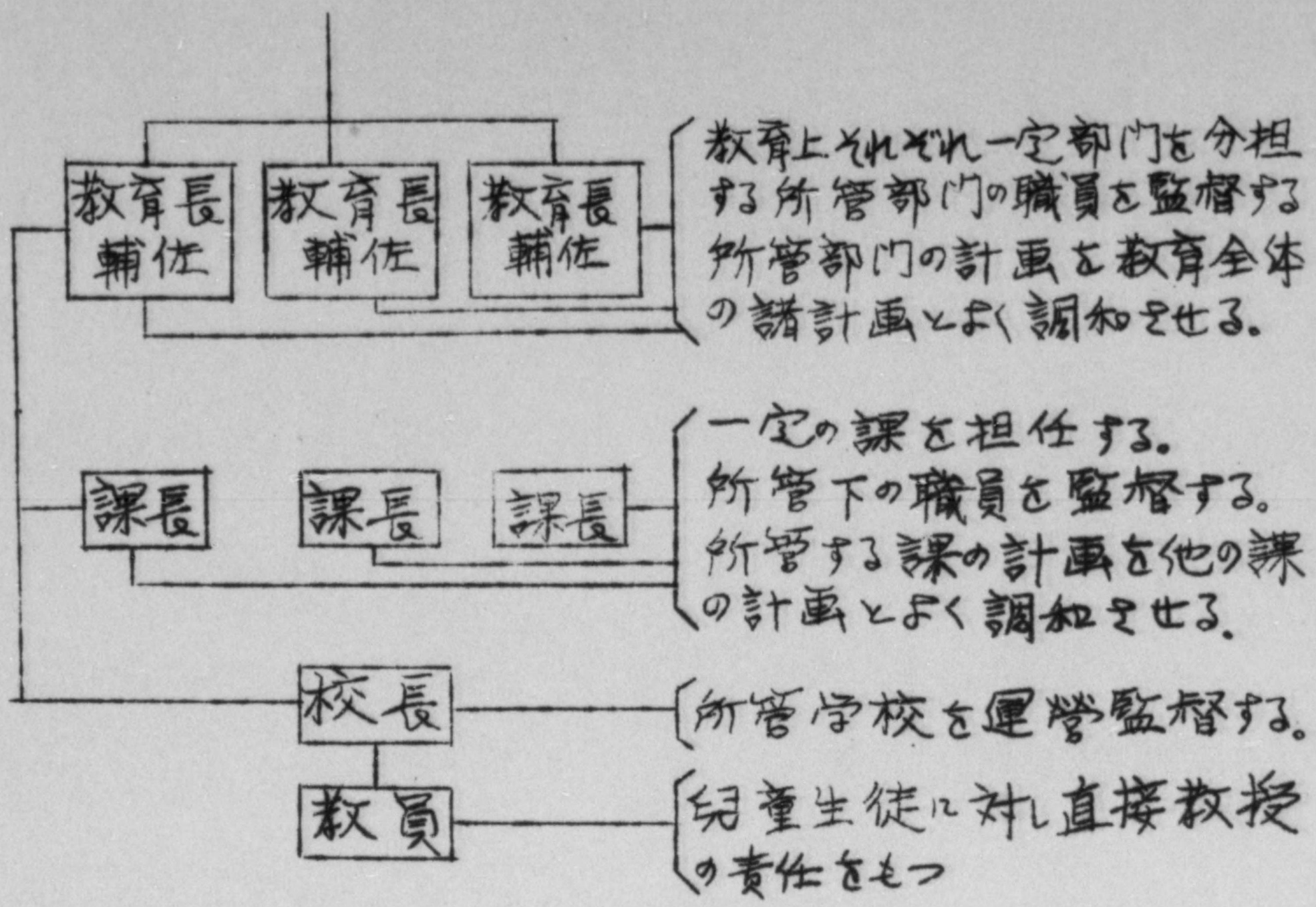

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員会、教育長、事務局、学校の関係

國民

委員を選挙する
委員の解職权を保有する。
新聞紙上に自己の希望や意見を単独又は団体で発表する。
委員会の活動を評價検討する。

教育委員会

民意に従って教育問題を処理する。
すべての教育問題を処理する法的機関である。
教育長の助言と推センに基いて教育政策を樹立し、関係諸規則を作る
教育長を選定する。
教育長を教育行政上の責任をもつ事務局の主班に任命する。
教育長の助言に基いて事務局及び学校機構を決定する。
教育長の報告と助言に基いて行動する。

教育長

委員会執行機関の主班である。
委員会に対し、すべての事務職員と一般職員の任命に関し推センする。
事務局の活動を監督する。
教育行政上の責任をもつ。
委員会に対し諸般の報告と推センをする。

教育次長

教育長の主席輔佐役である。
教育長不在の時は任務を代行する
委員長のもとにあつて特殊の責任をもつ
委員会及び教育の定めた方針にもとづいて事務局及び教育機構を監督する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Relationship of Board of Education, Superintendent, Secretariat.

People

- Elect members of board
- May recall board members
- Voice their wishes and opinions through the press, and by individual and group action.
- Evaluate the performance of the board

Board of Education

- Interprets the will of the people in educational matters.
- Is a legislative body in all educational matters.
- Establishes policy and rules and regulations upon advice and recommendation of superintendent of education.
- Chooses the superintendent of education
- Designates the superintendent as chief executive officer who with his staff are responsible for operation of the schools.
- Determines the organization of the secretariat and of the schools based upon recommendations of superintendent of education.
- Receives and acts upon reports and recommendation of the superintendent.

Superintendent of Education

- Is chief executive officer of board
- Makes recommendations to board on appointment of all professional and non-professional personnel.
- Supervises the functioning of secretariat
- Is responsible for successful operation of schools.
- Makes reports and recommendations to board of education.

Deputy Superintendent of Education

- Is first assistant to the superintendent of education
- Acts for superintendent in his absence
- Has specific responsibility under superintendent
- Supervises secretariat and the educational system in such manner as shall be determined by board and superintendent.

Asst Superintendent. / **Asst Superintendent.** / **Asst Superintendent**

- In charge of an appropriate main division of the education program
- Supervise the staff under their supervision.
- Coordinate their programs with entire education program

Section Chiefs / **Section Chiefs** / **Section Chiefs**

- In charge of a specific program
- Supervise the staff under their supervisor
- Coordinate their programs with other sections

Principals . . . . . In charge of the school to which assigned

Teachers . . . . . Responsible for direct instruction of children.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Rec'd. from I Corps Arty. CE Officer 17 Jan. 49 also given to trans by (Probably from IX Corps)

F (Bd's 1st Edn) cij

教育委員会の法的根據

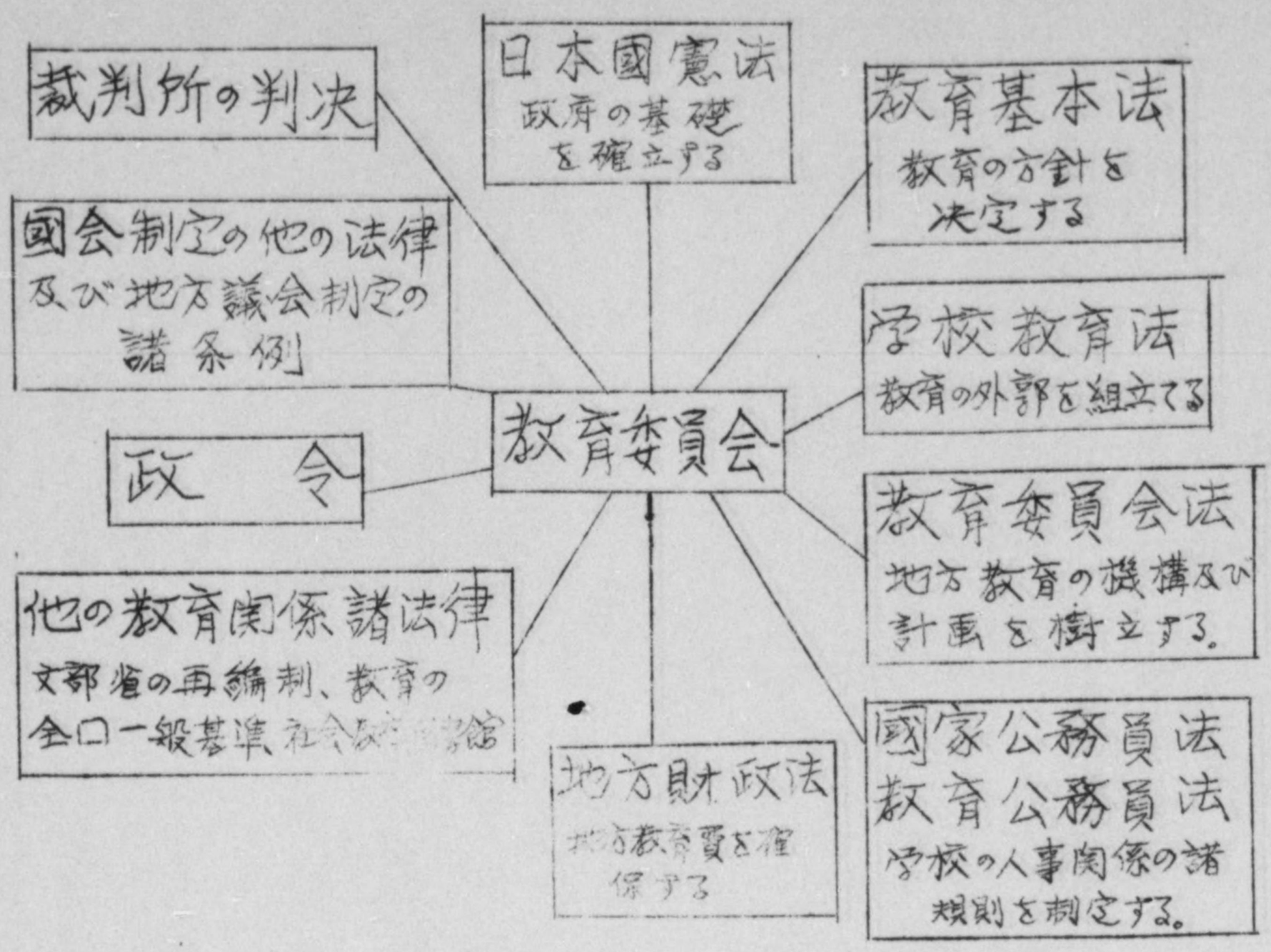

SOURCES OF AUTHORITY OF BOARD OF EDUCATION

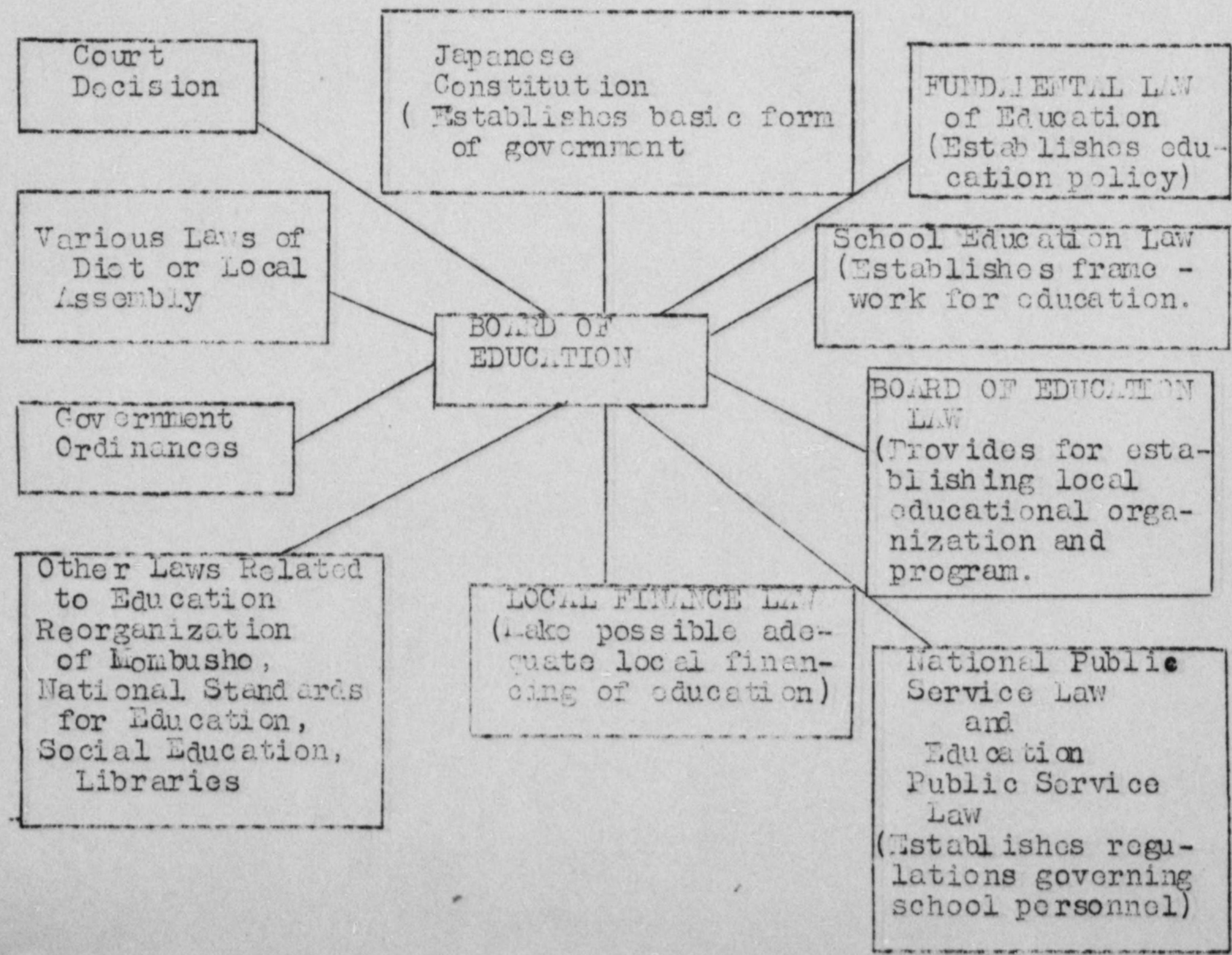

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Outline of School Board Bdy G

教育委員會概要項

一、教育委員會法

教育委員會法は、今まで日本の國會を通過した法律の中で、最も重要なもの之一である。教育委員會法によつて、教育關係の全權力を、中央政府(文部省)からこれを國民の手にゆだねるということが、その法の精神のうち最も大切な部分なのである。すべての國民一人々々が、この法律とその目的とを理解し、それが正しく実施せられるか否かをよく注視してはじめてこの法の目的は達成せられるのである。候補者をよく知れ。當つて投票せよ。

1、本法の目的

教育委員會法の目的は、方針の支配力を政府の手から、本來帰属する國民の手に直接ゆだね、教育の分権を計ることである。

2、この目的は如何にして達せられるか

教育委員会法の目的は、教育委員として適當な候補者に、公民が投票することによつて達せられる。この教育委員會は、地域々々の教育を管理するものである。

3、本法の効果

教育の方針は、もはや東京の官僚によつてきめられないので、國民は自ら選んだ代表を通じて、自分等の子供達に対する教育方針をきめるのである。

二、教育委員會

1、定義

教育方針を決定し、決定通り実行されたか否かを監視するために、その地方自治体の全人民によつて選ばれた、公共心のある公民の一團である。

2、教育委員會の構成

府縣委員會は七名から成る。六名はその府縣民によつて直接選挙せられ、一名は府縣会によつて府縣会議員の中から選挙される。市町村委員会は五名から成る。四名は市町村民によつて直接選挙せられ、一名は市町村会によつて市町村会議員の中から選挙される。

三、教育委員会の職能

1. 府縣市町村の教育方針の決定
2. その政策の実行を評價し、學校制度の効率を決定すること
3. 教員校長の任命
4. 教育予算を編成し、議会に提出すること
5. 學校の敷地を入手し、変更し、校舎を建築し、又校地校舎を維持すること
6. 教科書の選定
7. 教育職員学校組合のかんとく
8. 教育委員会運營規則の制定

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

9. 教授課程の決定

10. 法律に規定せられていない學校関係事項を決定すること。

教育委員会は小學校(六年)中學校(三年)高等學校(三年)の全學制にわたる管理を行う。その職能は方針の決定であつて、その方針を実行するものではない。教育目的の実施は教育長の任務である。教育委員会には事務局が附設せられる。これは教育長の下におかれる。教育委員会は学校を運営するものではなくて、學校運営の方法を決定し且つ運営を監査するものである。

四、教育長の職能

教育長は專門的教育者で、教育制度の執行者である。彼は教育委員会の決定した方針を実施する。換言すれば彼は教育委員会の権限管理に属する一切の事項についての執行者なのである。その任期は四年である。教育長は教育委員会によつて任命せられる。

五、教育委員の選擧

1、選擧方法

擧と同様の方法で、公民の投票によつて選ばれる。教育委員の被選擧権は府県会議員候補者の資格と同様でなければならない。府県会議員選擧の有権者は、教育委員会選擧においても同じく有権者である。同様の規定は市町村教育委員会の場合にも適用せられる。

2、候補者の届出方法

教育委員の候補者となるためには、六十名以上の推薦を要し推薦者の署名を一括添付して選擧長に届出することを要する。

3、立候補者の資格審査

県の教育委員立候補者は、東京の中央教職員適格審査委員会の審査を受ける。市町村の教育委員立候補者は、県の教職員適格審査委員会の審査を受ける。適格審査は八月二十六日から九月十五日の間に完了する。

4、任期

教育委員の任期は四ケ年である。但し今回及び引続いて行われる他の市町村における最初の選擧において選出される委員の半数(得票数の少い順で)の任期は二ケ年である。そこで選擧は二年毎に行われる。そうすることによつて教育方針を継続的に施することが出来る。

六、教育委員立候補者の望ましい資格

1、一般的な教育委員は公私万般に亘つて處理する能力あること。すぐれた人格、協調的精神、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

立派な教育をうけている事、教育に対する関心、そして教育委員会の重要性に対する信念を持っていなければならない。

2. 人民の代表者であること　教育委員はその府県市町村の代表者でなければならない。例えば委員すべてが実業家であったり、新聞記者であってはならない。むしろ委員は各職業を代表したものでなければならない。教育委員会に何かある特殊な団体の代表者を送ることは、極めてよくないことである。というのはこのような代表者は自分の所属する団体からいろんな命令を受けがちであり、その結果真に人民の代表をせず、又は学産の利益を心にとめようともしない。

3. 父母
通っている子供をもった父母が教育委員にえらばれることである。

4. 政治
教育委員会並びに教育委員の選挙は、政治闘争を行う場所ではない。政党は教育委員の候補者を推薦しない方がよい。むろん候補者が指名された後に、それを支持する事はさしつかえない。同じことがその他いかなる特殊な団体についても当てはまる。もしも党派的な団体が教育委員会の支配権をにぎるならば、教育の民主々義や、教育委員会法の真の目的達成は不可能となる。

5. 立候補者の資格審査
新聞その他の報道機関は、候補者の資格及び過去の経歴を公表し、候補者の意見、抱負を一般に通知徹底させなければならない。

6. 立候補者の資格の評價
すべての投票者は、各教育委員立候補者の資格ねうちを知るように努力せねばならない。投票者はすべての候補者とその過去の経歴、関係や資格をよく吟味した上で投票しなければならない。教育委員候補者の最後の審判者である。それには事実を知らなければ審判は出来ない。これらの人々があなたがたの子供達の将来を支配するのだということを銘記しなければならない。

候補者はだれだれか？
その資格はどうであるか？

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

七、投票

一、公民の義務　　投票はすべての公民の義務である。

必らず投票に行きなさい。!!

二、投票の方法　　教育委員会の投票方法は毎週の選挙の場合と同じである。

必らず投票に行きなさい!!

八、重要日程

一、立候補者の適格審査　八月二十六日から九月十五日まで

二、立候補者届出受付期日　九月五日から九月二十八日まで

必らず投票に行きなさい!!

九、府県の教育委員会と市町村の教育委員会

昭和二十三年十月五日府県の教育委員会の選挙が行はれる。市町村の教育委員会も亦この時において設立の必要條件にかなう時は、設置してもさしつかえない。しかしたとえこの時にその必要條件にかなわなくとも、市町村の教育委員会は昭和二十五年十一月一日までには設置しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

from KANTO Region - CE Conf. - 10 Nov.

The attached is Japanese translation of

(1) Guideposts for members of boards of education prepared by Kanto MG Region

(2) Creed for a member of a board of education developed by Phi Delta Kappa.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Guideposts for the School Board

教育委員會指標

○教育委員會は全民衆を代表する。委員は一般の信頼に應へ利己的目的を追求する餘裕はない。教育を通じて將來の日本建設に專念する。

○委員は勞働團体、宗教團体、企業團体、教員組合その他これに類似の特殊團体の代表者であつてはならない。

○教育委員會と学校管理者は生徒の福祉を他の一切の考慮の上におきその目的のためにあらゆる努力を拂はなければならない。

教育委員は公共の教育の管理者であり擁護者である。その意味に於て一般民衆に対して責任がある。且つ委員會は他の行政機関に追從してはならない。

○委員會の最も重要な活動は次の四つである。

一、專門職員の選任　二、教育行政　三、あらゆる進言並びに批判の評價　四、教育成果の評價

○教育管理の最善の方法は委員會が教育行政を決定し教育長がこれを執行することである。勿論教育長の手許に達した管理上の成果については委員會も之を檢討する。この基礎的職務分掌と責任の所在を明確にしてこれを嚴守することが肝要である。

○良い教育は良い準備教育をうけ常に職能的向上を図るべく努力する教員にのみ期待出來るものであるから委員會はかゝる有能な士のみ任用される事を强調しなければならない。賢明な委員會は教育並びにその他の教育関係職員の経済的條件や職能向上に必要な保護を與へ、且つ之を助長することを要する。

○教育委員會は教員であろうと監督者であろうと施設管理者であろうと生徒であろうと又その社会的條件や門地の如何に不拘各個人の人格を尊重する。

○教育委員會の委員は正規の会議に於て而も委員会全体として任務を遂行する時の外は個人として何等の権能も之を有しない。

○多くの点に於て教育委員會の委員は社会奉仕上他のいづれの委員会よりもはるかに高く且つ智能的である事が要請される。

○教育委員會の任務上最も重要なことの一つは專門職員の選任である。

○教育委員會の委員は教育專門家でない事が最も望ましい。然し委員はその任務を遂行するため教育に対して專門的素養ある者を任用すべきである。從て一般教職員は委員にならない樣にし、たとへ推薦されても選挙されない事が望ましい。

次に掲げますのは委員が任務遂行のための法典とも申すべきものであります。これはアメリカで永い期間にわたり権威者によつて次々に整備されて來たものであります。來る十月五日皆さんは教育委員を選ぶのですが多くのアメリカの教育委員會ではすでにこれを採用しています。これを掲げますのも皆さんにこの樣な人々を選んで頂き度いと念願するからであります。

教育委員會委員の信條

（教育長並びにその事務局職員と仕事を共にする場合）

○教育行政上教育長の責任は重大である。

○責任の重大なるにかんがみそれに相應した権能を教育長に與へる。

○学校が最善の訓練を受けた有能な人々によつて管理運營される事を期待する。

○教育職員及びその他の職員は教育長の推薦がなければこれを選任しない。

○委員としての任務遂行に当つては教育長の勧告内容をよく檢討し且つその勧告に関する充分なる資料の提供をうけてからでなければ取りかゝらない。

○委員會の日々の狀態については教育長はこれを口頭と文書で絶えず提供してくれる事を期待する。

○委員會の会合には事務的事項よりも教育計画及びその方針により以上の時間を振りむける事を期する。

○教育長には心からの助言と忠告を與へる事を惜しまない。

○教育行政に携はる人々のあらゆる苦情不平にはよく耳を傾ける。從てそれらの苦情不平は文書にして委員會に提出して與れることを强調する。

○職員の個人批判はどんなことでもこれを教育長に提示する。

○教育長及びその他の職員がそれ〴〵の職能的基礎の上に立つて任務を遂行する事が出來るようそれ相当の保護を與へなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

十二、立法、立案部としての教育委員会はその機能を果すために特別の場合を除いては、月一回或は最大限二回会合する。

十三、教育委員はその学区民の事務雇用者である と考へられてはならない。

十四、教育委員は自分の仕事に対して、俸給を貰ってはならない。但し限られた回数の委員会に出席するために要する旅費、食費、宿泊料はもらつても差支へない。

十五、教育委員会が開催される特定の場所を一般の民衆が明確に知ることが出来るやうに示されなければならない。

十六、教育委員は委員として教育委員会に臨席してゐる間を除いては個人としていかなる権限をも有しない。

十七、教育委員は民衆が面会に来る事務所を必要としない。

十八、教育委員会に対するすべての願書は教育長に提出すべきである。教育長は定例会に於て委員会にそれを提出する責任がある。

十九、教育委員会は最も有能な教育長を選ぶべきである。教育委員はその地位を重要なるものとし、優秀なる人々がその地位を憧憬するやうなものとすべきである。教育委員は教育長を誇りとしなければならない。

二〇、教育委員は今後の教育委員 任務遂行しなければならない高い水準を定めるべきである。その水準とは訓練、経験、品性、協調力、計画並に組織能力、及び実行力をいふのである。教育委員の選定は親族関係、年齢、学閥などにもとづいてはならない。これらは子供達の立派な教育制度を発展させるのに最適の人物を選定する基準ではないのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

根本概念

ヘック博士

一、教育の管理は民衆のものであり、民衆のものであるべきである。

二、新憲法新教育法の如き法律を通じて民衆は教育に関する一般の政策を表明する。

三、この管理は法の定める範囲内に於て民衆によつて選挙された教育委員会がこれを行ふ。

四、都市の住民はその都市の教育の管理を司る教育委員を選挙する。

五、すべての町村、部落はそれぞれ結合して各地に適当な学区を作り、その新しくこしらえられた学区内の生徒のために立派な各種の教課編成を行ふ。

六、かく新しく設置された学区の住民はその区域の教育の管理をする教育委員を選挙する。

七、教育委員は法を制定する権限、即、政策を樹立し、批判する権限を有する。

八、教育委員は教育長を選び、教育委員会の政策の遂行、及び学区の教育事務の代理執行を教育長になさしめる。

九、教育委員は教育長の推薦により教育委員会の政策に従つて管理下の学校運営に必要な適当数の書記、並に教師を任命する。

十、教育長は学校の管理及び運営の基本方針を教育委員会に提案する。

十一、教育長は教育委員会に採用せらるべき特殊の政策を決定するに必要なる資料を教育委員会に提供する。

Incl (Filed under 325)
1

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

に立たされて居りますので、教育委員会と教職員の間に軍必反感が起り得る危険があります。それ故、教育委員会は常に凡ゆる努力を惜まず、公平な態度で教職員の福祉の為に厚い関心を寄せ、教職員に関する問題について、可事者と話合いをすべきであります。そしてその代りに、教職員組合は凡ての決定事項において、生徒の福祉を第一義的に考えることに重点を置くべきであります。

概ね教員組合及び一般社会は、先ずこれらのストライキは、これを是認しません。

教職員組合には、一般的な型として二種があります。即ち教員の属する組合と、学校作業員、管理事務職員の組合の二種であります。

全国教職員組合連合会員は合衆国全教職員の五パーセントを越えて居りません。

教員組合は、教育委員会と共に教育の拡張改善を支持し、なお民主教育の徹底に力を注ぎ、同一賃金、適正な俸給、学問の自由、在職年限、恩給等についても共に力を合せて支持します。

教員組合は職員組合もその目的達成のために、ストライキを行うということに対しては大抵顔をしかめます。それとしてのは、彼等の務めは公務であるからであります。それ故、ストライキは拘らず、生徒は甚大な被害を及ぼしつつ行われて居ます。毒を喰んとして、ストライキは抜かぬ宝刀であり教職員のような公務員がその目的達成の為に、他の人の利益をまもるために、充分な考慮が払われることを不具にしているという事実を教育委員会はハッキリ認識しなければなりません。

教職員取扱に関する一般原則

一、いかなる教職員も、合法的団体に属することは自由であるべきですが、指導的主義に基づいて行動する責任はこれをとるべきであります。

二、教職員或はその代表者は学校行政関係者及び俸給労働条件、教育の対外関係に関する問題について、その意見を表明する権利があります。

三、学校組織の中において働く権利は固定されるのであります。

四、一般的原則として教職員は同じ社会において似たような仕事をし同等の経験、責任、勤務時間、労働条件を持っている人々と比較して相應の俸給と労働条件を持つべきであります。

五、如何なる決定事項といえども凡て文書にして誤解を避けるべきであります。

明るい抱負を持った健全な学校組織において、教育委員会、教育行政官、管理者、教職員、生徒、父母、そして一般市民は、各々民主主義のために健全な教育的基礎を築くべきであります。

うとする試みに参画しているのであります。

775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

アメリカ合衆國に於ける教育委員会と教職員團体との関係

（スクールボード・イン・アクション より抜萃）

凡そ一世紀もの間教育委員会と教職員團体とはずっと同じ目的に向って努力して来ました。教職員がAFLやCIOの労働組合の会員として参加する資格を持つようになったのは、最近十年来のことであります。そして全教職員の約五パーセントが組合組織に属し、残りの九五パーセントは種々の教育会に属して居ります。

教育委員会

教職員が教育委員会の会員になっているということは、個々の学区にとって非常に大きな価値があります。小さな学区においては、教育委員会は、僻地の学校に対して教育上の新しい思想や方法について情報を提供してくれます。また地方教育委員会は、教育委員会を助けて、教員の補充にも、また新規採用教員が学校の教育計画や、土地の人々について勉強する上にも援助を与えてくれます。

全國教育委員会のNEAの目的は、「人格の向上を計ると共に、教職に対する興味を増進し、教育の振興のために尽します。」ことにあります。全国教育委員会は従来、教員の職業水準を高め、堅実な教育法規の制定に対して非常に力があります。教育委員会の委員達は、全国教育委員会のハンドブックをよむことによって教育委員会の計画の概要を知ることができるのです。なお教育委員は、教育委員会の準会員になることができるようになっています。教育委員は、会員団体、即ち全国教育長団体の仕事があります。教育委員は、会費を納めることにより、投票権を持たぬ準会員になることができる仕組になっています。

教員は、全国教育委員会に加入している地方教育委員会にも州の教育委員会にも属しています。これらの教育委員会の計画は、より一層高い職業水準と士気の向上のために貢献しています。この外に、全国的な団体で特別の関心を持つ人々の団体があります。たとえば、校長、社会科担当教員、研修、保健及び学校書記などの団体であり、教職員は、これらの団体のいずれに属するも、それは自由まかされています。

教職員の組合運動

時には、教職員が組合に属し、給、勤務時間、労働条件に関して教育委員会に対し団体交渉をすることもあるかも知れません。大抵、組合の交渉方法は、簡単明原則の上

Declassified per NND 968325

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員の信条

1. 教育委員は正規の委員会の形に於てのみその権限をもつもので個々の委員には何等権限はない。
2. 学校行政は正式に召集された公開の会議に於てのみきめられる。
3. 教育委員会は分割して種々の件を委任する常任グループをつくることは望ましくない。各委員が委員会の活動に全面的にたづさわるべきである。
4. 委員会議以外の場所で、教育委員会の立場をわるくするようなことになりやすい約束や行動をとらないこと。
5. 方針の決定には異意と学校のためをつねに考えて、意見を率直に表明すること。而して委員会として決定したことには従て全面的に承認、支持をすること。
6. 委員会の内秘に属する事項を、家庭や街頭や職場で口にせぬこと。委員会議の席のみでいういうことは話し合うこと。
7. 教育長に、その責任と相並ぶ権限を行使させるようにつとめ、教育長の権限を侵したり干渉したり、又はその行動をおさえたり指令したりしないこと。
8. 学校関係の実情をつねに教育長から口頭又は報告書によって知っておくこと。
9. 教育長の進言と、その進言をする理由とを考慮した上で、委員会としての方針を計画をすすめること。
10. 自分は選挙母体を代表しているのであって個々の選挙人や後援者の代用委員ではない。
11. 自分の職務は、学校と社会の福祉にこうけんするため信頼と責任を負うている職務である。
12. 地域的又は全国的におこりつつある一切の教育上の進展の模様にたえず留意して承知していること。
13. 学校又は学校行事の一部を私の利益、私の友人、後援者などの利益に用いないこと。
14. 学校を自分のものと考えず、区民のものと心得ること
15. 自分の意見と多少相違するというだけで、正しく、良心的に決定された事項に関して他の委員や学校職員を誹謗したり、公衆の面前で批判したりしないこと。
16. 学校内のことがらで、もし慎れたならば当該学校の個人に不必要な損害を与えるような一切のことについて秘密を守ること。
17. 自分の子供、友人の子供、部下の子供、だけに、他の子供のもたない特権や恩恵を学校の校長や先生から受けることを要求しないこと。
18. 学校関係の仕事に人を選出する時その人の能力のみを考慮の対象とすること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員会活動

将来のために

教育委員会委員は一般住民と違い将来に対してもっとしっかりした考えをもつと明確な意思を持つようでなければならぬ、さて委員の行う決議や行動の最も重要な結果は忽ちにして具体化すると言うことは望めないものである、こうした計画を立てるには先見の明がなければならないし今後の傾向を掴む苦心が必要である、ガラス玉の中を覗き込むようなことをせず手近な事実を注意深く研究しその意味を洞察しよい同僚と建設的な意見交換を行い勇敢に行動することが肝要である

〃

今日決定された多くの問題は将来の教育が進むべき方向を示すものである、こうした決定は古い昔激しい論争によって打立てられた方針に基くことが多い、最初の争の遺恨は忘れられるかも知れないが、その方針を維持し強化することは相変らず教育委員会の責任である、学校教育計画を維持したり、稅収入によって無月謝の中等学校を開いたり、就学を義務制にしたりする外の権限と言ったような事柄によって今日法律及び判決によって定められた方針が明かにされる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

我々の前途には尚小児教育、成人教育其他の諸問題が未決定のまゝで残されている、どの教育委員会も勇をふるってこうした今日の問題の討議と解決に乗り出し、かくして将来の教育委員会の活動指針樹立に協力しなければならぬ

教育委員会が扱うべき"将来の問題"の一つに生活水準に及ぼす教育の影響がある。即ち米国の隆盛水準に対する教育の効果である。度々此の関係は迂闊ながら往々にして看過され、時には学校税を軽くしたいと思うような人のために故意にかくされる、教育委員は此のことでごまかされてはならぬ、時時といえども彼等は無学な日民程物資の生産なり消費なりが狭い五洲に制限せられることを忘れてはならぬ、白人種が来る以前此の国に住っていた原始民族は現在我々が持っていると同一の天然資源の寶庫の中に生きて居たのである、更にまた若しアメリカの現産業中心地の何れかで此が仮りに原始民族に包囲され他の種族との交通を遮断されるとすれば、その産業は忽ちにして衰微するであろう、まず第一間もなく熟練工の不足を来すであろう、国内の日民の間に購買力の欠乏を来すであろう、更に注目すべきことはその市の生産物に対する需要と言うものが無くなってしまうであろう。これは教育を受けた者は一人残らず第元無学な者は皆やくざ者であると言う意味にはならない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

たゞ国民が一段と高い水準の教育程度に到達すれば、間違なく生活水準は上り国家は益々隆盛を極めるものである

アメリカ教育委員会の最も望む所の今一つの目的は民主々義が育成せられるべき空気を作り上げることである、こうした空気は教育委員会自身が民主的にその運営に当り、民主々義を涵養するような教育的な理論方法を支持する場合に生れて来るものである、言いかえれば教師は何の束縛を受けることなく教育に専念し生徒は何物にも拘束されず自由に学ぶことの出来る空氣である、かうした空氣が出来ればもう政治の干渉を食うこともなければ党派団体・政府の手先き英仏強制団体など学校を利用的な目的達成に悪用しようとするものからの学校蹂躙を厳重に警戒する必要もなくなるのである、教育を政治目的に隷属せしめた結果がどうなったかは近年続いての枢軸国に於ていやと言う程見せつけられている、廣く拡がった戦線に於て国家統制の型にはまった系統の下に教育された若者が自由に考え民主的に生活することを教えられた若者と矛を交えて敗北したのである、これを生きた証拠とし、民主々義及び個人の價値を改めて認めるなれば国民の学校たるものすべからく各団体それぞれの生活から出発しなければならぬことになる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育者達が將来を考うるとき明瞭に浮び出る更に一つの目標は世界的自由の獲得である、アメリカ人の生活は抑々の最初から自由に対する切実な希望に燃えて居た、自由を求めて此のアメリカ大陸に初めて植民し、獨立戦争を起して元来に勝利を得、憲法及に權利條例の發布を提し、更に進んでは他国民の自由を擁護するため遠く世界の隅々までアメリカの軍隊を派遣したのである、これと同じ希望が今やわくとも潜在意識として全国民の魂の中に存在するのであるが新しい形を以て働き始めたのである、この潜在的な力は久しく暴力と壓迫に妨げられていたが今活動を始めたのである、あちこちで意識的に或は半意識的に自由を求める聲は結集され独裁政治家不安の種となっている、この現象たるや一時的にこれを防き抑えることが出来るかも知れないけれど、これを絶滅することは恐らく不可能なことである、

自由なそして普遍的な教育をもつてするのでなければ何れの国民に対しても永久の福祉としての自由を齎らすような世界秩序を建設することは不可能であることを記憶しなければならぬ、アメリカの教育がこの目的を達成するに当って他の模範となるべき使命を持つことは出来ぬであろうか

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

活動指針

※アメリカの教育委員会は大きい権限を持っている、それは地方学校区は一つの州政治の単位であるからだ、教育委員会は地区住民に対して責任を負い、他の政治単位に追随して制限抑圧を受けるべきでない

※公立学校は地方政治の行政的指導の等分けをしたのである、学校区は練達の行政官(教育長)を採用し信頼して又十分な教育活動が出来る程大きいものでなければならぬ

※公民の心構えある地方民はすべて教育委員候補者として心の広い、人間味の豊かな、常識に富んだ者を選ばねばならぬ

※教育委員会として最も重要な活動は学校に対する方針を定め、総ての提案批評の適否善悪を極め学校の進歩成績を評価することである

※教育委員も個人としては何等職務上の権限を有しない、委員会の行動も委員会が一体となって働く場合に限り法律で認められ且つ許されるべき行為と認められる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

※教育委員会の委員たることは社会貢献の機会となるものである。教育委員会役員は委員会で働くために実際費した経費のみを支給されるべきである

※委員会内の統一は極めて重要であるから、委員会は最少数の常任委員を必要とする。通例五名乃至九名の委員が會を代表して働くことが出来る

※最も優れた学校行政の在り方としては教育委員会が規程を作り教育長がそれを実施するのである。そしてまた教育委員会が今度は教育長が行った教育行政の功績を評價するのである。こうした基礎的責任の所在を明かにし熱心の注意を払ってそれを遂行することが最も肝要なことである

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員の資格

教育に対して心からの関心を持ち献身的であり得ることこそ教育委員として何よりも先づ第一に持って居なければならぬ資格である。他の條件が同一であれば真実の関心を持っているかどうかと言う点で教育委員選挙を決定して差支えないものである。尤も人物と申すことになると唯一つの性質だけでは決定し得ない。こうした純真な教育関心と言う立派な長所が一つある人であっても尚且謙譲の心に缺けているかも知れぬ。或はそんな人でも勇氣が無く一人で考える能力を缺いで居るかも知れない。こんな人達でも矢張り紳士であり，物ずきであり，妙な流行にかぶれ，物を覚えたり伸びたりすることを嫌うかも知れない。或る者は批評を容れることが出来ぬ質の人かも知れないし，氣の毒な欠陥者であるかも知れぬ。又一番困ったことには之派を判断をし得ないような人さえあるかも知れぬ

真によい教育委員としては万事に就て人並以上の能力を持った者でなければならぬ。心が廣く偏見がない。教育委員としての責任を果すために実質的に相当の時間を費す。彼は自身以外即ち教育長の指図に従い事心主義のための方針は活動計画、遂行のために努力する。事務的な事柄については此の教育長の意見に従うのである。彼は此の教育長を助して主任

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

行政官であり学校系統の長であるとする。人々の中には彼等が最も力こぶを入れている仕事の経理をかようにして他人に譲り渡す能力に欠けている者もある。こうした人達は公立学校教育委員に列する訳には行かぬ

立派な教育委員は諸論に富み又よく人生を解する。彼は学校乃至は教育委員会なりの批評に興奮する性癖経験ではないのである。彼は自分が学校職員の幸福に対して関心を持つことが学校職員として児童の為献身的な努力を払はせるための最も優れた道であると言うことを知っているのである。

よい教育委員は物的な証拠に頼りその証言に基いて決定を行い決して感情・偏見・若くは個人的な利害などに左右されることはない。彼は責任を回避することなく学校改善のためには旗幟を明らかにする。例へ圧迫を加えられ次から次へと世間の批評を受けようとも決して怯むことをせぬ

優れた教育委員は決して人嫌いをせず沢山の人々と面接する。彼には味方が多い。社会の大切な団体に加盟して居るそしてその団体での有力者である。彼はその勢力を利

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

用して教師の給與を増し勤務條件の改善を図り学校を社會の要求する線にまで引上げる。彼は社会將来の福祉は一にかかって学校制度の成否にあると信じて居る。彼は学校の味方を作る。彼は民主主義制作に於ける巨豪であり社会に於ける個人の價値を強調するために存在する主義に対して在人の関心を呼び起すことが出来るのである。彼は人間として望み得られる程度に於て没我的となる指導を行う。教育の普及発展は民主国家に於けるあらゆる社会施設の発展を意味するからである。

教育委員が総一体としての委員会に対する関係

或る幾つかの州では教育委員の任務を限定し全体としての委員會にのみ權限を與えるようにして委員を機能させようとしている。委員長・書記・会計の如く或る法律上の職務を遂行する責任を與えられている者に対しては慣規上一定した任の除外例は認められてはいるが、何れの場合でもこうした職員も役所向きの或は私的の資格で指令を監理監督したり、決定を行ったり、又は任意裁量を行う權限などは附與されていない。委員長自はその地方の学校を代表するものである。後援者は学校問題を提げて彼の所に来るものである。若し彼が横に逸られるとすると、自分一人で過りを是正しようと企てるかも知れない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

然し公務に慣れて来るに従って総ての事情が分るまでは何時もその判断を保留し、決して過を犯さし若くは一部関係者を満足させるため学校経営に手を加えようとはしなくなるものである。実際の所教育委員会委員は単独では学校を代表して活動する力も権利もないもので法規に照しても左様である。正式に召集された教育委員会に於ける委員としての人役は広い範囲に亘る権限と力とを有するものである。然し後援者を満足させると言うようなことは学校経営上の些々たる事柄であり会の方針に関係すると言うようなことは珍しいから、後援者から不平の申出を受けた委員もそれを正式に召集された教育委員会に提出するようなことは稀である。彼は恐らくこの問題を教育長若くは其他適当な代表職員と相談の上これを處理するか若くは非公式な会合で教育長の列席を願ひ同僚委員と討議するであろう

近年極めて多数の教育委員会が議事手続や法規等の便覧を作って発行した。これ等の便覧が大体似たり寄ったりのものであることを見ると教育委員会の組織なり活動なりに関する限り少くとも或る点最良の手続方法に到達し得たものと結論づけることが出来る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

報償

一言にして云えば米合衆国に於ける地方の校区なるものは文明社会に於ける政治の単位としては甚だ独特なものである教育委員会は青少年の教育に対して大変な責任と権限を持って居るのである。若し條件が整えば教育委員会及び教育委員は、民主的な社会秩序のために考え得られる最も優れた教育計画を遂行し得るような情勢を作り出し得るのである地方の教育委員会は地方団体のものでありその地方的な要望に答えるのである。教育委員会が立派なものになればそれは唯にその地方で地方的に認められる教育的な要望を代表するばかりでなく、廣くアメリカ全域の公の教育に対して精錬された極めて立派な指導精神を発揮することになる仮りに必要な変更を行はねばならぬのに、地方的な傳統や頑迷に煩はされることがあるとしても地方教育委員会は、これをアメリカの他の種の委員会に比較すれば、最も多く社会の進歩に貢献するものとして賞揚せられるべきである

活動指針

※ 教育委員会及び教育長が彼等それぞれの根本的な責任に関連して意見なく相互の意見を打診し且つ又容易に分割し得ないような行政任務に関しては主眼な協同作業を

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

保ち得る場合その教育的効果は素晴らしいのである

※ 教育長の主な責任と言えば 1) 教育委員会に時を得た適汎な報告をし年報は特に人々に面白く読ませる 2) 教育委員会に対し関係学校の成績及び欠点を詳細に知らせ公の決定を行う基礎資料にすることである

※ 農村にある進歩的な教育委員会で事務の代行改宜(教育長の居ない場合は郡教育長・州教育長・教育大学・教育委員会協会及び附近町村に居る近くの教育長の助言を得て困難な問題の解決をはかる

※ 教育委員会が教育長の勤続によって段々増して来る地方民主に役等を結ぶ事情に関する知識の價値を認めるようになればなる程教育長の任期は長くされる傾向がある

※ 教育長の地位が全住民を相手としているため他の大方の事務的な職業人に比較して極めて困難である所以がよく認識されればされる程教育長の任期は益々長期に亘ることが希望されるようになる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

※ 教育長の任期が段々長くなって行く傾向は少くとも比較的小さな学校に対しては著しく見受けられる。それは一部分こうした教育長が従来栄転し又轉任して行くことが出来ると想像されて居たもっと大きい学校区が極めて少ないと言うことが段々認識され来ったためである

※ 従来教育長の欠員補充に際して用いられ来った場當り式な任命方法はあたれて今では事前の訓練を経た人々の助言を得活潑な候補者探索吟味を行うようになった

教育委員會と教育長との職務

教育委員會及び教育長にそれぞれ與えられている主法的乃至方針樹立の職務と実行的職務との間の差異を一層明瞭におるため次にこれを例をあげて分類して見る。勿論この表も決して完全なものではないが可成長く且つ色々な種類が並べられているから説明には充分役立つものと思う

I. 一般職務

教育委員會

下は幼稚園から上は專門学校に至るまでの一般方針に対する規程を作ったり或はその方針を定めたり或は学年及び休暇の期間を定め、教育に対する支出の限度を定め、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

建築物の設備を決議し，地方の要望に適うよう各州規程制定に奔走し，学校監督に携はる専門的な学校行政官（教育長）を任用しその働を評價する

教育長

1）大きい学校地区では教育委員会の首席行政官とし，小さい学校地区では唯一人の行政官として全学校の直接監督の任に當る。2）むしろ学校の事務其他の行政官の上に位する職員として絶えず教育部の仕事に力を合せる。3）教育委員会の方針を実施し又は責任をもってその方針の実施をはかり，教育委員会に対し関係学校の発展を図り児童並びに其の地方元の教育的要求を大ならしめるよう建策する

II 学校の主な部面に関する職務

A、専門的・非専門的職員

教育委員会

1）給料表を決定する。2）教育長が指名する職員を置び若くは拒否する。3）病気欠勤・賜暇・現職訓練休暇等の如き職員待遇の方針を定める

教育長

1）有資格無資格すべての職員を候補者として推薦する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2) 法律及び教育委員会規程の許す範囲内で，勤務の不十分な職員を免職するよう通告する，3) 部下職員と共に個人に与えられている権利を十分に尊敬しつゝ総ての職員の仕事を割当て，指図し，監督する 4) 色々異った階級の職員に対し適当な給料表を提案する

B. 課程

教育委員会

法律で要求されている以外に地方の教育的取扱の一般的範囲を決定し，諸年的事項例えば宗教・科学・社会及び政治団体其他に連関する指導方法を法規の定める範囲内で且又教授者の学究的自由をあくまで尊重して批判する

教育長

1) 部下職員と共に認可教科書其他教授上の指導書・備品を購入する 2) 色々な様式の訓練に対してクラス別を作りそれ等の間隔を決定する 3) 色々異った課程に対して適当な教師を配当する 4) 実施すべき教授の一般方式を決定する 5) 教師及び出来得べくんば一般人の課程委員を任命し学校が採用する課程熟練家の仕事を指導して，色々変って行く状況に適うよう常に教授課程の改善を行う

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

C. 財政

教育委員会

1) 年々の豫算を承認採択する 2) 若し財政的に独立している場合には租税課賦を決め，然らざる場合には課程に関して最後の決定権を持つ人達に対し適当と思う課賦を推薦する 3) 選挙民に対する証券課賦の額と時期を決定する 4) 総ての学校資金に会計法を採用する，5) 其他

教育長

1) 自分の編成した豫算を提出委員会にその説明をする 2) 採択された豫算を管理し支出を豫算の制限以内に喰い止める 3) 教育効果を損しないよう出来だけ経済事情を整える 4) 総ての学校の資金の会計法を指示する 5) 教育委員会に対して適当な財政報告を行う

D 建造物

教育委員会

1) どんな建造物を何時何處に造るべきか又それにどのような設備をすべきかを決定する 2) 建物の増築又は主な改造を決定する 3) 将来の建造物増築に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

備え校地を選定購入する　4) 必要に應じ学校建築技師を選任する　5) 建造物管理人及び管理法の一般を定める——此等はすべて教育長と相談の上決定する

教育長

1) 新しく建築される建造物或は古い建造物の改造等についてはその教育的な面はすべて其の設計を指示し、こうした建築の一般設計に就ては建築技師と協議する　2) すべての建造物に対しては管理人を指名し彼等の一般任務を監督する　3) 建造物の管理維持に関し経済的にして効果的な方法を定めるため必要な実験を行う

E　児童生徒

教育委員会

1) 法令の定める範囲内に於て児童就学の年令に関する方針を決定する　2) 身体的並に精神的異常児に対する特殊学校若くは学級乃至は其他の施設の開設を認可する　3) 学校の各種段階を卒業するに必要な大体の資格を決定する　4) 学校給食・学校病院・歯科治療所・学校看護婦等を設けて健康保持増進に努める　5) 体刑・無断欠席・怠慢等に関する規定を作る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育長

1) 教育委員会により設立された総ての学校・クラス等を管理する 2) 全児童生徒の教授・指導・訓育を指示する 3) 児童に対する教授の効果を判定するための調査研究を指示する 4) 児童・生徒協議会・少年赤十字等の諸団体の発展を図り児童生徒の民主的な、社会的に矯正された生活を送るよう訓練する

F. 社会関係

教育委員会

1) 教育のために設けられるべき施設の施設に対する地方の態度を代表しこれ等を教育長に説明する 2) 一般個人及び団体に対し学校管理を支持する 3) 学校のために適当なる十分な州規程及び経済的援助を斡旋する

教育長

1) 地方住民をして学校活動の模様・活動の理由・収められた結果に関して十分の理解を持たせるような計画を指示する 2) 求められた場合及び場合が許せばその機会を失せず一般住民に呼びかけて学校及び学校の背後にある方針なるものを説明する 3) 学校の福祉と発展に特に関心を持つ両親の会及び其他の団体と力を協せて働く

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

4) 自分自身家族の者と共に建設的な方法でその属する地方団体の公民的、社会的、宗教的生活に順應する

教育委員会委員の任務

教育長及びその職員と共に働くときに

※ 学校管理の責任は教育長にあるものとする
※ 教育長にこうした責任に相應する權限を與える
※ 学校管理が望み得る限りに於て技術的にも職業的にも最も優れた専門家の手によってなされることを期待する
※ 教育長の推薦がなければ職員を採用しない
※ 教育長の推薦を考慮し，彼自身の推薦を裏附ける主張の情報を提供するまでは委員会の会議に参加することはせぬ
※ 教育長が常に口頭又は文書の報告によって教育委員会と十分な連絡を取って居ることを期待する
※ 事務上の細かい事よりも委員会は会、教育上の計画や手續のためにより多くの時間を費すことを期待する
※ 教育長に支障時は相談助言を與える
※ 総ての許を適当な行政官に傳え又はそれ等を纏め文書として教育委員会に提出するよう主張する
※ 職員に対する個人批評はどれでもこれを教育長に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

提出する

※ 教育長及び他の職員が職業的な根據に基いて彼等の適当な職務を遂行出来るよう十分な保護を與える

活動指針

※ 教育委員会の活動手續を規制する方針なるものは委員會の大小や委員会の所在する地方市町村の大小によってその本質を異にすることは無い

※ 教育委員會は法令に從って活動しなければならない，但しその法令が不當に拘束的であったり又は何等かの方法で立派な学校管理を妨げるような場合には，適当な改善を行う責任を負はねばならぬ

※ 教育委員会は適当であり拘束的でなければその法令を採択しなければならぬ．又彼等自身及びその職員の仕事を指導するために一般方針を述べてある規程を採択し定期的にそれを改正しなければならぬ，そして全委員の會を除き常設の委員會なしで活動しなければならぬ

※ 教育委員會の會合は通常公開されるべきである．但し彼等の考で問題になる人々の思惟や問題の性質等から考えて秘密会の方が適当であると思えば秘密会にすべきである

※ 委員會の時間は餘り長きに失しないようにすべきであるが

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

委員全部が一緒によく考えるだけの時間は無ければならず重要なことは細大漏らさないようにせねばならぬ。會合が開かれる毎に前以て提出されるべき決議や提案を日程に添えて委員に届けねばならず、また會合が終れば速かに議事録を同じく委員に届けねばならぬ

ホ　教育委員会の会は議事手續等に関しては型通り正式なものでなければならないがそれかと云って委員達が極めて自然に、自由に討議し、皆が一緒になって考えると言うことが出来ぬようではいけない。"大向うの喝采を博する"ための會であってはいけない

ト　議事録其他の記録は教育委員会の事業史である。記録は明瞭に秩序正しく記載されていなければならぬ。此等は重要な記録であるから保管に注意せねばならないがまた必要な場合には何時でも容易に読み得るように保管されていなければならぬ

規程及細則

右每の仕事を運営するためどの教育委員会も細則を設けて置かねばならぬ。此等の細則は簡単明瞭で特殊なものでなければならぬ。この細則には教育委員会職員の任務と委員会が仕事をする基準となる手續規定などがはっきり

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

示されて居らねばならぬ、餘り長くて細かいと却って力が弱くなるものであり、教育委員会活動指導になるどころか不當にそれを制肘する結果となる

教育委員会と行政官職員及び学校との関係について委員会自身の指導を行い、行政官職員其他の委員会職員の活動を指導するためには方針・主義・手續等廣汎に亘って記述して置くことが亦必要である、これ等は通常規程として参照されるものである、これ等は時には教育委員会細則の一部であることもある

単に教育委員会の活動手續を文明するだけの細則なるものは時々変更する必要を餘り認めない、方針・主義・手續などを概説する規程は経験に照して変更されるべきものであり屢々改訂することが望ましくなるのである、時々改正が行はれるのであるから、規程はルースリーフ式にして置いてその度に加除するようにして置いた方がよいと思う、若し規程を本綴にするような場合には別に餘白を作って置いて、改訂や追加がある場合の記入に備えて置けばルースリーフ式と同一の目的を達することが出来る、定期的に、大体五年に一度位は全部の改正をせねばならぬであろう、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員及びその職員は規程の中に方針を載せ手続等或る特定の場合に学校活動の指示となるようなことを加えることが出来るかも知れないが、さてこうなるとこの便覧は詳しくは詳しくさて実際の役にたちかねるようになるであろう。だから委員会としては最も重要な項目だけを規程に載せ個別な問題は行政官の責任に委せ所定の委員会の方針に準據して決定処理させるようにすることが賢明である。若し新しい方針が設けられ今までにない慣習が生ずるようにでもなれば、規程の根拠となっていた方針や主義を再検討し学校内に起りつゝある変化に應じて改正を行う必要を生ずる

周到な注意をもって設けられた規程が学校内の効果的活動に寄與することの大きいことを考えるとき教育委員乃至教育委員会が従来これ等の規程に払う注意の少なかった事に驚嘆するのである。今までに行った調査によると現在の事情に即應した規程を持っている教育委員会は比較的少ないことが分る。優良なと言はれる地方の学校でもその学校で現に使っている教育委員会規程の最新版なるものが驚くなかれ三十年以上も以前のものである場合が珍しくないのである。タイプに打つか謄写版刷にした委員会規程さえ備えてない学校が極めて多い

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

こうした状況から考えると何年もの間教育委員会活動によって数々の変更や追加が行はれ議事録に記載されていたにも不拘誰一人こうした変更を漏れなく記入度理した者がなかったことが分るのである。その結果として委員会の規程通りに仕事が出来ているかどうかは一寸分らなくなって来る。だから時期をきめ定期的に規程の改正を行ったり公示したりすると関係者一同は大変便宜を得ることいなうう

大して大きさの違はない市の教育委員会規程に含まれている項目もそれぞれその種類が極めて多種多様に亘っている。或る一つの大きい市の最近の規程，それは今の處最良のものと考えられるのであるが，その中には次に述べるような見出しが数えられる

1. 教育委員会
2. 公認教育其他の機関
   小学校・中学校・高等学校・特殊学校・夜学校
   学校給食・運輸其他
3. 行政機構
4. 職員の任用・配置・監督
5. 見習雇傭・停職・解職
6. 事務職員に対する給料規程

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

7. 一般文官職員に対する給料規程
8. 職員の欠勤
9. 人事雑規程
10. 児童
11. 校舎及び学校資産
12. 学校内資産
13. 其他

上記の規程便覧の緒言に於て教育長はこの便覧が方針乃至手続に関するあらゆる問題に対して決定的な最後の解決を與えているものでないことを強調している。彼は総ての職員に対して彼等が仕事を共にする人々の厚生に関係する一般規程を賢明に研究解釈する責任を要求し、発生する問題にその規程を適用し、彼等の学校の教育目的に反するような規程に対しては注意を喚起するのである

アメリカの教育委員会は住民が受け得る最上とは言はれなくとも極めて重要な社会活動の一つである。総ての児童及び住民の福祉が包含されている。こうした活動を行うに当って教育委員会が採用する手続は教育活動の成否及びその効果を左右することが多い。我々が世界に於て

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

最も目覚しい教育計画を樹立していることは関係者の等しく認める所である、この教育計画が教育委員会の指導の下でかように発展し来ったと言うことは役等の賢明の致すところであり同時に役等を支持した健全な輿論のためである、然しながらこの水準を維持するために教育委員会は絶えず自分の行う手續方法並びに学校職員の價値を評價し

その教育委員会組織を通じ且つ又委員各自の研究によって役等自身の方法を一層効果的なものにするよう絶えず努めて居らねばならぬ

活動指針

※ 教育委員会及び教育行政官は何よりも第一に児童の福祉を第一とし之の増進に出来る限りの努力を致さねばならぬ

※ よい授業は十分に準備を整え職業的意識のはっきりした教師の手を借りなければならぬのであるから教育委員会は最も適任と思う教師の又を採用する、又経済の許す範囲内に於て教師及び学校職員の、経済的幸福と職業上の栄達を保証し増進するのである

※ 教育委員会は教師又はその他の職員と役等が任命されたり異動されたりする以前に個人的方針に関し欣くゆっくり

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

話し合うようにすれば委員達が民主的な教育行政をする人であると言うことを決定的に宣伝することになる

※ 教育委員会は教師であろうが理事であろうが、さてはまた学校管理人であろうが児童であろうが云うことには お構いなくどのような生れであつても又どんなような教育そだちを受けた人でも皆一様に個人の様成を尊重する

※ 教育委員会第一の目的は何れの教室にも児童の尊敬を受け、個人の問題並に対象心理に関して十分の知識理解を持ち且つ又知的にも情緒的にも立派に成人期に達している教師を配置することにある

※ 人事問題は成るべくに放任して置いたり便宜主義で解決したりするようなことがあつてはならない、自分ではどうにもならない、注意深く絶えず計画を樹ていいて始めて学校といゆものは一貫した方針の下に運営され得るものである

※ 教師や事務的な職員を現在負はされている書記のような仕事から解放してその精力を教師への本職とする優れた特殊技能に集中することの出来るようにすれば誠に人物経

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

流になるかと思うような教育委員会も多い

※ 教育委員会が若し根拠とする具体的な標準を定め個人判断に基いて座傭問題を決定するような制度を廃止するようになれば職員の気紛も確立するであろう

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

基本的会計業務

学校も(一教育委員会の管理下にある総ての学校を含む)はその業務制度が可成よいからと言って必ずしも優良とは言はれないが,またそれに欠けていてはこれまた最良とは言はれまい.一般会計が健全であり,歳出が明確であり,会計検査が注意深く実施され,賢明な予算が編成され,明瞭な会計報告がなされるようでなければ,その区の学校は何れも運用すべき校費を確得することも出来ねば又これを最も効果的に消費することも出来ない.若しこうした基本的な業務が有効適切に運営せられなければ学校は本来の任務を遂行していることにはなりぬ.就中運営,維持,購買等の業務が食糧関係及び賢明にして経済的な支出によって特徴づけられているようでなければ全体的に成績をあげて居るとは言はれない

租税収入,州補助金,連邦援助金,寄附金,信託の徴集割当及び各種資金の創設と統制等に関する一般会計業務は普通州法律によって注意深く保証されている.同様に租税を徴集したり他の歳入と共にその収入を消費するに当って適用すべき手続方法はこれにも増して細かく法律で定められている.この一般会計の運営は独特な政府の手続方法であり,何れの政府団体にも共通

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

するものである。然し学校の会計・豫算編成・報告等には標準の型がある譯ではない極めて特殊性がある。学校の会計・豫算・報告等はその結果統計が社会事業や衛生事業など比較対照の出来るような風に處理されるべきものだと言う意見を持つ者が官界に居りはするが実際の所は学校の会は一般会計とは異っている、教育の成果はグロンやトンや平方ヤードなどの單位では計測出来ない、学校教育が市郡町政治の統計と較べ得られるのは僅かの箇所だけである、然し大きさ・富の程度・緯度と言うような具象的な條件を等しくする学校同志の会計・予算・報告等は大いに比較対照されねばならぬ

会計・豫算編成・報告の三つは共通な一般職務と云える。此の三者は同一の用語を用い同じ形式に記載されねばならぬ、また同じ期間に亘ったものでなければならぬ、詳しく言えばそれは教育委員会にも、監督官にもまたその地方団体にもその経理がはっきり分り参考になり得るように記録されたものでなければならぬ、處が不幸なことに実際のところでは大概の地方の経理制度は学校には適して居らずその結果として不正確・不明瞭・曖昧な統計が出来て来た他の学校同志比較し合うことも出来なくなっている

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

こうした基本的業務の遂行が困難な譯はやり方が統一を欠いて居るためであり，地方法規の要求に基く場合は極めて少ない．三十年間学校会計には大体適当と認められた形式が行はれていた．時折修正され今では全国学校記録報告諮問委員会によって用意された合衆国教育局回章第204号となっている．これは何れの学校区に於ても以て便覧とすべきである

この標準形式は骨組とも言うべきものであり，指針であり水準でもある．各個の状況によって改善が行はれ，地方的に重要な経費には補助費が加えられ，夜学・初級・施設・施行・通信等各種類に亘っての増減が加えられる．こうした修正がなされても標準会計法を使用する價値を失う訳ではない

学校行政官（校長・視学など）でも教育委員会でも，その地区の廣さに応じ比例して作られている会計様式をはっきり知って居る場合でなければ，学校々々の経費に関して正しい批判を下すことは出来ぬ．尚又彼等はその学校区内に於ける様々の職分に対する経費の相互関係を判断したり或は似通った学校区に於ける同種類職分の経費を正

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

しく検査したりすることも、それぞれの会計が明瞭で比較の出来るように出来上っていなければ望み得ないことである。だが合目的な会計様式を採用することによって最も有効に部内の比較を行うことが出来また対外的なよい比較も出来るのである

私立経営の教育施設に於ては、台帳が会計組織の中核をなすものである。公立学校であって、歳入源の主なるもの及び主な財産が授業料若くは寄附金でなくて徴税及び後援団体の課税力であるような場合に於ては、貸借対照表を調べるための台帳記録などは比較的意義の薄いものとなる

公の会計官が学校長に対して厳めしい"貸借対照表"を提出するようなことがあっても資産経理は保険とか記録を目的とする場合なればいざ知らず普通重要性の少ないものである。唯一つの除外例は財産目録である。極端に走って五厘以上の價格があり五年以上の寿命のある物品を残らず目録に入れようとすると児童数の十倍以上もの品物数に上ぼる目録となるであろうがこうした財産目録を作り毎年各品目の價格の切下げを行うなど言う経費は大きな学校区では禁ぜられている。だからと言って総ての学校がその物品や移動の出来る設備に対して出来得る限りの努

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

理を行うには及ばないと言う理由は無い、こうした日録の主眼とする所は管理であり保存である。この目的は無くなりそうな大切な物をせかせかせず特に選んでカード式かルースリーフ式の財産目録台帳を拵えて置けばそれで足りる。現在の處では計算器、タイプライター、複寫機、ラヂオ、床磨機、真空掃除器、芝刈器、乗物、噴霧器、ピアノ、樂器、顕微鏡、秤、寫真器などであって、鉛筆、スチンシル、粘土などは含まれない有形品目録の場合には言うまでなく紙をも含むのである

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

豫算

豫算書は学校に於ける最も重要な財政上の書類である学校管理の中心案とも云えよう。この豫算書にこそ総ての歳入見込と支出計画が組まれている。勿論が反対の場合もある。この場合はこの豫算案は豫定された教育的目にこれに附随する活動とその入費の概要とそれを支弁するに必要な歳入の説明書となる。何れの様式にもせよ歳出歳入の二部は同一学年度若くは会計年度に亘るものであって釣合が取れていなければならぬ。主旨な豫算は正確な價格の上に立って聰明な見積をすることによって編成することが出来る。價格は細部に亘り、地方団体の大きさに應じ、総ての項目に就ては少くとも三年間に亘り、尚管理、指導、附随活動、給食、保健、固定費用、資本支出、借入などのような重立った項目に就ては出来れば十年位に亘るものであることが望ましい

学校豫算編成だけに一般社会の会計方針の多くが適用出来るようである。豫算の理論と実際を理解しようと思う人はバック氏の"一般豫算法"と云ったような此の問題を取扱った標準書を読むがよい

次に述べるような豫算編成手続が普通適当と思は

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

れるのである。即ち，会計年度が終る少し前に教育長はその管下の学校長及び各部課長に求めてそれぞれの責任内に於て次年度に必要と思う経費見積を提出して貰うのである。それ等の人々から提出された要求は教育長若くはその学校区の大きさによっては学校行政委員会が審査するのである。審査の目標は

a) 要求が妥当であるかを考え

b) 項目の重複を避け

c) 実行可能な程度に豫算の膨張を切詰め

d) 不適当と思はれる経費を打切る

こと等である。意見が一致すればそれが教育長の豫算となりそれが教育委員会にかけられ通常会議の後承認され，修正され，否決されるのである

若し費用計上が組織的であり，検討審査に便利に出来ていて豫算提出と全く同じようになされて居れば以上述べたような手續方法は一層簡単となりその結果は一層正確である。若し費用計上が数年にも亘って居る場合には教育長は左の学校長や部課長から職務又は人事等の縮少・拡張の見積だけを聴取ればよいことになる。これと給與計画，諸物價の変動見込，管理，指導，附

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

随活動・運営・係員・固定費用・資本支出・借入等に関する実際の既出経費を併せ考えるのである。その上教育長が役自身の意見を加え、然る後初めて教育委員会で審議されるべき豫算案が出来るわけである。入費を克明にして置けば豫算編成上の負担は九割がた軽減され得る

職務上の経費は既に述べた通りの項目に分類し得る。主な経費項目は人事、一般役務、運輸、用度、設備等である。この目録はもっと広げることも出来る。また更に細かい項目に関する経費を知りたいと思うような人のためにはどこまでも細分することも出来る

あらゆる豫算問題を解決するために職務別と品物別によって二様の経費分配がなされねばならぬ。尤も職務別一式による場合でもすべての職務別経費が次のように細別されている場合には結構解決の助けとなり得るものである

経理番号	教師の	職員	設備	備品	通信	旅行	合計
101	¥506.20	¥110.00	¥7.32	¥25.00	¥4.00	¥12.19	¥664.71

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

こうした経費分類は教育長室一ヶ月分の支出を示し得ると思うのであるが、若しその年計を取って見れば立派な豫算資料となり得る。殊に前後の年度のものとの比較に用いて見ると價値が多いと考えられる

経理項目を何十何百に分つことは唯大きい学校区に於てのみ行はれ得ることである。小さな学校区では少なくて済むものである。年額教員給料・管理費・教員給料・教育備品・運輸費・燃料電燈料を含む校舎維持費・保險・新設備・拡張等を年々賄わねばならぬ。更に借入業務のある場合もある。小さな学校区では20項目位、組合などのような大きな部市では恐らく1,000項目位になるであろう

豫算額につき教育委員会の意見が纏まれば市會若しくは他の監督団体の承認を得ることが成る場合には全然自治の投票に依るため提出されればよい。全然自分達だけでやって何ら委員會で制限されない權限を持っている場合でも公衆に事情を説明することは望ましいことであって勧めたい。豫算は最後の決定前に提出するにしても、またまた決定後單に報告として提出するにしても、餘り簡單過ぎたり不明瞭であったり

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

するために矢鱈を過り伝えるようなことがあってはならない。それは極めて明瞭であって善良の人にもよく理解の出来るものでなければならぬ。掲げる表にしても日常関心の深い題材のものであって、只参考のために羅列した材料と云うのでは物足りない

一昨年前の教育長の報告の場合種々雑多的に飛躍した例は珍しい。それは読んで討論することが出来たか知れない。次には矢鱈に統計を羅列することが流行した。よく調べればどれ程印刷インキが入ったかゞ分る位であり、もうこうなっては次の報告の準備に取りかゝるべき責任職員以外にはこの報告に関心を持つ者はいない。1928年には一般の学校予算は作製の上大きな都市の全教育費納入者に配布された。図やグラフ入りで説明されていた。重大歳出については、ながながと説明されていた。同じ風にする団体が多く続いた。間もなく予算報告書は写真や繪文字入りとなった。然し此処に一層言要ることは教育の問題が財政報告書と同一書類で取扱はれ、殺風景、藝術作品巧な写真などと同じ様に人心を捉えるようになったことである。教育の話の後、それが終ってからでなければ教育目的を支持するための経費は示されないのである。之を要するに教育委員会及び教育長は教育目標とそれに到達

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

するための経費とを同時に提出するのである、こうした報告豫算は紙面だけでも読まれるものであるが要するに読まれてその結果批評を防ぎ一般社会の支援を得る道となるのである

治政方針

※ 教育事業計画は教育委員会・関係一般市民・父母長教職員・生徒協議会等が携わる民主的な工程である

※ 近代生活の諸問題は児童青年成人のために綜合的な教育計画を整えることを要求する、下は幼い児童から上は成人にまで及んで計画され、又退役軍人乃至は失業の戦時勤労者に対する特別計画も調っている

※ 教育委員会は教職員に対して教科準備の責任を委ねている、委員会は教育雑務から教師を解放し工場や夏期講習の費用を支弁し不必要な干渉を避けるようにしてこうした事の進行を促進する

※ 教育委員会の方針の下近代的な計画によれば指導、助言、児童組合の自由活性、個人差に対する方

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

策・及び市民・経済・家庭関係の一般学習が定められる

※ 今日の教育計画は適当な校舎・広範な図書館施設・数多い美術音楽の示例・及びラヂオ映画を含む耳・目から入る完全な教育手段によって一層市庶く且つ有効になっている

※ 学校はもはや壁で囲まれた教室内に綴じ込められることなく運輸機関を利用して児童に博物館・工場・公園・農場・キャンプ・レクリエイション などを通じての新しい経験知識を得させるのである

※ 教育委員会は常にその地区に於ける教育行事に通じて居るばかりでなく，会議や視察施行により他の地方の教育状況にも通ずるのである．このようにして経験知識を拡めて行けば，教育委員会はその職員と共に一層うまく仕事をすることが出来また役員の見解意見を一層よく批判することが出来る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

地方教育委員会の責任

教育事業に関連する地方教育委員会の責務は次の三項に要約することが出来る

1. 委員会は優れた教育計画の特徴を知らねばならぬ
2. 委員会はその地方学校並に其他他地方にある最も優れた学校で行はれている事項を知ねばならぬ
3. 委員会は絶えず管下学校の行事を評價しその改善に留意せねばならぬ

言うまでもなく地方教育委員会は教職員に対し地方の要求を研究しそれに従って教育計画変更の提案をする責任を負はさなければ学校の計画を改善することは出来ないのである。この目的を達成するため委員会は教職員間に徹底的に民主的な手段をとるよう奨励否要求しなければならぬ。委員会は更に進んで職員の力により地方人一般が広く地方的要求を研究し改善意見の申出をするよう求めねばならぬ。こうした委員会の重大責任は何時までも續くものであり，その達成には絶えざる注意と長い時日を必要とするものである。教育委員会は教育長を通じて職員並に団体の活動を刺戟し

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

且つこれを指導しなければならない。勿論根本方針は総て委員会自身が決定すべきである。こうした教育計画を監督する職務は他に委ねてはならない。職員からの進言をたゞお座なりに承認すると言うようなことではならない。よく研究しあらゆる要素を比較勘定するのでなければならない

※ 外部との関係をよくすれば学校の能率に対する信用を高め知識及び其の價値に対する信念を深め、ひいては教育委員会の思想に対する信頼性を保持するのである

※ よい外部関係を持つ根拠は優れた学校である。人為的対外関係の計画をたてい貧弱な学校迄を救はうとすることは濡れた壁にペンキを塗ろうとするようなものである

※ 公共心のある人であつて好意を守立てるばかりでなく悪意の成長を妨げようとする気持さえあれば主流を教育委員にすることが出来る

※ 物事を一緒の力で成就することの満足を求め協力の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

價値を認めるようになれば対外部関係はすべてうまく行くものである

※ 総ての職員を人間として取扱い、何人でも必要とし且つそれを得ようとする権利のある價値を十分に認識させることは対外関係の促進に大きい役割を持つ

※ 急激な社會改革に経済的変化が起る場合には学校の責任に関して決然を守らせようとしても委員会には不可能なことである。

※ 輿論は世界で一番有力なもの一つである。従ってそれは役に立つ公僕たらんと希む教育委員がよく理解せねばならぬほどの力である

※ 対外部関係は一層よい世界元の意味内でなければならぬ、まだ勿論実現はしていないけれど学校は地方、外国乃至世界のうちに協力を生み出す一つの機関と見做される

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公開委員會

教育委員会は何れも個人としてではなく寧ろ委員会として動くべきものである。委員会法で規定されている例会や必要に応じて招集される臨時委員会に於ての文公式に事務を處理することにすればよい。委員会での仕事は団体の仕事であるから会に處理せねばならぬ。一年上の事などで特に教育委員会で扱はねばならぬような問題があるかも知れないがこうしたことは出来るだけ最少限度に減じて置かねば委員会が市民の支持と信頼を得ることが出来なくなる

大概の教育委員会で一致した行動を取り得るのは只怠惰とか壓迫とか無しに注意深く考慮し討議し得る場合のみである。第四章に述べてある全体委員会を開くことが、定例教育委員会に平隠と權威を與えるために現在用いられている最良の方法の一つである。職員・後援者・両親・関係のある傍聴者・忠実な後援者乃至は厳しい批評家に至るまでが尊敬に値する自信をもって次々と問題を處理して行く委員会ならば それに列席する特權を有難く思うであろう

一般市民がただ苦情を申出る時にだけ教育委員会に来るのでなく何時の委員会にでも喜んで出席するようになれば委員

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

會に対する疑惑もなくなって来るのである。"門戸を解放"することが社會の支持を得る最良の方法である。こう言う方針でやって行けば自然父兄の関心を深め、その地方の学校のあり方を決定する活動に父兄が加はるようになる。更にその活動に対し父兄の関心を一層深めるためには造作の上品な室で委員会を開く位の心懸けが欲しいものである。菓子屋の裏部屋とか、製材所の事務所とか或はどこか遠鄙な場所で開くようなことは避けたいものである。室が気持よい室であれば自然傍観者との関係もなごやかになって来る。委員会の日時、場所はよく徹底するように公表して置かねばならぬ。そして来會者の取扱には特に考慮を払って意見が相違する場合があっても学校と社会との関係を円滑にしその改善を図りたいと言う氣持がその人達の心に感じるようにせねばならぬ。新聞社に対しては案内をするばかりでなく、少くとも一名の代表者を出して貰い、委員会に来ることの出来ない後援者に対して委員会実際の状況を報道して貰うようにすべきである。委員総會の報告などは重要な問題を含むものであって權威のあるものでなければならぬ。こうした報告とか所謂"些細な事柄"が目下の教育の重要性を強調するものであり、学校関係者と後援者との関係を円滑ならしめるものである

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

新聞

教育委員会が対外関係を円滑にしようと思う時など親しい新聞を持って居れば大変な価値のあるものである。若し地方の或は郡の新聞が学校に対して好意を持って居れば其の地方民は委員会の仕事に満足するのが普通である。これに反して教育委員会の一般方針に激しく反対したり、或は委員会の性格乃至は職員に対して反対の態度に出れば両者の協調は実際的に不可能となって来る

一般の人々は教育委員会々合に欠かさず出席すると言う習慣にはなっていないのだから、重要事項は残らず地方人の読む新聞で報道されるべきである。本来伺う限りこれは委員会にきまって出席する通信員が担当すべき仕事であり、若し新聞記者の出席が無い場合は委員会或は教育長の責任に於て委員会の度毎にその会の詳細を漏らさず締切時刻に通知するよう心掛けねばならぬ

教育委員の中には新聞記者が委員会に出席することを嫌う者もいる、それは新聞に出る委員会の記事が往々誤解を招き易かったり、或はつまらぬ事を大きく書いて委員会が当面している実際に重要な問題例えば児童の教育問

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

題とか又多くの場合その地方に住居する成年層教育の問題等を軽視するように感ずるからである。然しながら委員会の新道がまづくて不明瞭であると云うことよりも委員会に於けるやりかたが拙いと言う不満の声の方が高い場合が一層多い。新聞の主な役目は記事を集めることであることを忘れてはならぬ。どんな事項を記事にするかを決定するのは学校の特権である。新聞が教育委員会を妨害させようとする態度に出る場合があるかも知れないが、こう云う風に公然と敵対行動をとられる場合は、如何なる理由でこうした非友誼的な態度をとるかを確めるのが委員会の特権でもあるし任務でもある。そうすると互に相反撥しないで協力し得るよう相互の了解点に到達する道も開かれるのである

どんな教育委員会でも新聞に対して百パーセントの友好関係を望むことは出来ない。教育委員も探訪記者も編輯記者も皆人間であり、幾らか分別があっても時に論争を免れず忽ち烈しい争となることもある。委員会で大変な意見の相違があったり個人的な反対が意意なく表出されると、校内の悪い探訪記者に取っては大変なお土産になることを新しい教育委員などには深く十分注意して置かねばならぬ。若し紙上に発表された委員会記事が人身攻撃に流れて居たり或は学校に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

不利なものである場合は教育委員はその会合を顧みて出来れば
その原因を究めることが望ましい。その原因としては——

a、その会はばやつとした、人を惹きつけるような発言ばかり多く
て探訪記者の好奇心をそいり、彼の興味と尊敬をかち得る
ような論理的な構成ある風の会ではなかったのか

b. 委員中或は聴衆の中の誰かの発言が当然受くべき
程の考慮を受け得ずいかげんに取扱れたか

c. 議事は明放しで行はれ具体的な一身上に関係のない事
項を討議すべきことを忘れて人物批評に傾り中心を置き
過ぎはしなかったか

d. 学校の一般福利に関係のない或は若しあっても余り大
した関係の無い公私の利害関係に基いた議論が行はれは
しなかったか・・・

等である。若し原因がこうした点にあったとすれば新聞を咎め
ることは出来ぬ

特に小さい地方団体などに於ては教育委員会の極
った仕事に関係のない事柄を繞って新聞と対立するような
ことがある。事の真偽は別として教育委員と地方新聞の記
者乃至発行人との間に個人的な対立を生ずる間違は、時
が経つと関係した人々も総て事の起りの真相を外れ、教育

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員会全体の責任の如く思われる虞がある

人事問題の徹底や個人に対する粛清運動等は児童教育に関係を持つべき一般方針を含む委員会活動に比べて遙かによい種であると言うのが新聞人の意見であると言われて来た、爆弾記事で新聞に叩かれた委員が後繰の時で何か聲明書を出しそれがまた新聞記事にでもなるようになればへらず口の誹(ソシリ)を免れない

新聞と教育委員会乃至は教育委員間の対立を完全に除去することが出来るなど言うことは一片の空想に過ぎないと論ずる人も多いが関係する人々が心から相互の関係を円滑にしたいと思うならば大抵の場合調和出来ずしも不可能とは言えない、教育委員は委員会での対立は実際報道記事の花であることを考えねばならぬ、一寸した対立らしいようなことがあっても背後には何か問題が潜んでいることを暗示するものである、こうした問題を探し出すのが新聞の任務であって、多くの場合問題は自ら紙面に現れることになる、一方対立を生ずるためには少くとも二人の人か若くは団体が必要であって相手がなくては喧嘩が出来ぬことを忘れてはいけない、双方の持つ長所を認め、個人的な利害関係を離れ冥明な論

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

様に基いて率直に討議するようにすれば、こうしたむつかしい問題も永久に解決することが出来るものである

此度に再び教育委員会の仕事は公の仕事であることを繰返したい、従ってこうした仕事に携っている人達は新聞が関係する範囲に於ては多少御迷惑を蒙ることは覚悟しなければならぬ、彼は教育委員会の行動に対する批評を容れることが出来ねばならぬ 特に個人的な立場を離れて提供された批評の場合などは右様である、反対聲明を公表しないうちに教育委員は一まとまった意見の相違が original にして論戦の端緒となり、引いては人身攻撃にまで発展するものであることに気が附かねばならぬ、こうした意見の相違は一度新聞にでると容易く大きい疑惑と永久の難問題に発展して行くものである、教育委員は公僕として如何なる情勢にあっても冷静に、実際的に且つ賢明に善處し得る程の心の廣さを持ち、自分の持つ最大量の時間と努力を捧げて実情に即し諸年好策を弄せずして相違点の調和をはかるべきである

心から新聞記者を怖れ苦心して彼等に報道を与えないように努力し、こう言う風にして紙上に御迷惑を蒙ぶる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ことを防ぎ得たとする教育委員会が従来多かったがこれ程教育委員会と外部との円滑な関係を進める上に不利であったことは無い、なぜなれば新聞との関係を円滑にし得ない程の教育委員であれば他の対外関係に於て円滑なるべき筈は無いのであるから、或る地方のある新聞の編輯方針が絶えず不合理偏頗であり教育委員会のあらゆる努力に拘らず友好関係を持ち得ない場合は、教育委員会としては新聞以外何かの方法によって賢明なる読者層にその地方の委員会活動の実相を伝え読者をして新聞記事の虚偽を自分で判断させるような道を講じなければならぬ、然しながら再び繰返して言うが学校と新聞との対立は大概の場合克服出来るものである

※ すべての人々の代表は教育委員会として学校将来の発展のために協力する

※ 賢明な教育委員会活動のために今日は特別に優れたと思はれる教育行事が明日はありふれた行事となる

※ 実力のある教育委員は教育行事の計画に気かれば

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

批判的であって而も建設的であり，進歩的であって而も一方に偏せず，辛辣であって毒舌がましくない

※ 絶えざる学校調査を最後まで行い新しく出て来る要求をよりよく効果的に満たすようにしなければならぬ．

※ 教育委員は彼等が代表する地方の教育責任者である．彼等はその委托された職分を最も重要な義務と心得て教育計画の計画をたて方針を決定しなければならず，その地方の生活のうちに最も学校を重視して自家的福祉に貢献する所が無ければならぬ

※ 教育委員会側が立派な計画をたて得るためには，委員会と地方の保健衛生，娯楽，厚生施設の改善及び其の地方自体の発展の計画に関係するような他の地方団体様式関と協力を協せなければならぬ

※ 全国的な教育委員会団体に参加することによって協力共通する問題も一層効果的に決定解決することが出来る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

※ 教育委員会は教育上の方針決定の指導権を持つものではあるがそれでも尚社会に与えられる所があるものであり，右側に表者されている輿論に限らず観察によって認め得られる右側の傾向乃至は目的によっても導かれるものである。教育委員会はよく教育思想の母胎になって教職員を督励して教養を盡させねばならぬ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

社會の希望と要求

社會の希望と要求はどんなものであろうか、幾千に及ぶ教育委員は恐らくそれを知りたいと思って居るであろう、それはさてをき教育委員は理想論者であると同時に現實論者であり、その理想と現實との平衡を保んとして價値ある成果に絶望する外ないのである、學校を委せられていながら此の面に缺ぐるようなことがあれば學校の一般的方針を樹立する任務を長く抱いて置くことは出來ない

然しながら教育委員にしてその委された任務に忠實たらんとすれば、その社會の希望と要求とをよく弁えるよう努力せねばならず例え最後的な要約や形式が整はなくとも、然るべき運營上の方針は作らねばならぬ、大概の教育委員会はそれぞれの地方を理解し、理解し得る範囲内に於て全力を挙げてその地方民総ての希望要求を満足することが出來なくともはっきり表面に現れている缺陥はこれを補って行きたいと努力するものである

方針を決定する手續方法には極めてばっとした漠然できめる方法から、あらゆる科学的な方法に訴え、色々の事実を蒐集しこれを検討する方法に至るまで種々様々ある

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育者は或は現在仕えている地方の学校で初期に印象付けられた先入観念を持って居るかも知れぬ、自分達の小供時代に通った学校の有していた伝統・方針・慣習などから脱け切ることは至大極難のことではない、これは只に教育者に限らず一般大人に就いても同じである、誰でもその職業より社会的乃至教養上の長年に亘る影響に支配されるものであり、それ等は実際と異り歪められた訳慣を残して居るものである

地方の要望に適うような立派な学校は優れた計画が無ければ到底実現するものではない、我々は日民生活乃至団体生活を設計すると同様に公立学校の設計をする義務がある、これが無ければ民主々義は崩れてしまう、この道理は日本資源計画局が教育に対する全国的希望要求を纏めようと試みた1943(昭和十八年)の報告を見ても肯かれる次に述べるような重大な提唱がなされた

1. 総ての青少年に対して小学校から高等学校に至るまでの教育の道がたやすく開かれること
2. 保育所、幼稚園等小児に対する施設が市街地に於ては一般普通に利用され、市外地でも必要度の大きい地方では出来る限り利用されるようにすること
3. 高等大学の年齢層の総ての青年が彼等の能力

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

と社会の要求に応じ奈しく普通及び専門の教育を受け得るようにすること

4. 通信教授・長期講習・討論会・教育放送・図書館・博物館と言うような教育施設の拡張によって成人の校外教育を行い得る適当な規程を設けること

5. 何かの理由に基き特種な教育を強調すべき児童に対する教育規程の制定

6. あらゆる程度のそしてあらゆる人々に対する教育の性質がすべて民主々義国民の要望に適うよう適正であるべきこと

7. 兵役若くは軍需産業からの復員者男女に一般国民としての再教育を受ける機会を与え，又戦争によってその教育が中断されて居ればその教育を継続することの出来る機会を与えること

8. 小学校卒業科以上の続いての青少年男女に対するキャンプ施設を整え キャンプ生活の一部としての作業経験を授けること

9. 学校の食事・出勤前 放課後監督の下で行はれる学習 週末及休暇の行事を必要な児童全体に及ぶようにすること

10. 学校建築乃至は修理の範囲を拡張して，あらゆる程度の教育を施す場合の必要を充し得るようにすること

11. 学校区を再編成し行政・単位と徴税基底

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

を拡充すること

12. 農村子弟に対する寄宿舎施設及び運輸施設を大幅に拡充すること

13. 合衆国教育局並びに州教育部の活動を一層拡充し国民に対する十分な研究施設乃至は教育指導機関を与えること

14. 以上述べたような意見を実行するに必要な地方・州・連邦政府の財源を確保する

15. 州内の或は州相互間の教育費の不同は州若くは連邦の資金を必要度に準じて分配するようにして、この不同を縮少する

さて合衆国の教育面を調べて見れば、教育計画に対しては特別の考慮が払はれていることが最近の刊行物を見てもよく分る

この国が民主々義的な生活を目標にして居るため、教育設計の仕方も従って民主的家に相應しいものでなければならぬ。その方法によって健全な教育理念を構成する機会を作らねばならぬ。それに基いて現在の教育効果を吟味し必要な教育計画の実現に邁進しなけ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ればならぬ

有効適切な——所期の目的を達成し得るような——教育計画には次に述べるようなことを必要とする

1. 教育目標に対して明瞭な観念を把握すること
この教育目的の観念は先づ各人が把握し次に多くの人々の同意を得容認されねばならぬ
2. 現在の教育功績と教育的要望との比較
3. 現在行われている教育制度につき次のような部面を特別によく認めること
   a. 要望に答えるもので従って保存すべきもの
   b. 要望に適はず従って変更若くは廃止すべきもの
   c. 運営の能率上らず従って経費の嵩むもの
4. 次のような法令を可決に導く投票を通じての決定
   a. 現教育制度に対し望ましい変更を行う
   b. 時代おくれになっているような現行教育制度中の区劃を廃する
   c. 必要な教育活動を加える

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

59

目次

教育委員会活動

緒言のために	1 頁
活動指針	5
教育委員の資格	7
委員と会との関係	9
報償	11
活動指針	11
委員会と教育長の職務	13
I. 一般職務	〃
委員会	〃
教育長	14
II. 学校関係職務	〃
A. 専門、非専門職員	〃
委員会	〃
教育長	〃
B. 課程	15
委員会	〃
教育長	〃
C. 教授	16
委員会	〃
教育長	〃
D. 教材	〃
委員会	〃
教育長	17
E. 児童生徒	〃
委員会	〃
教育長	18

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

五. 社会関係	18頁
委員会	〃
教育長	〃
教育委員の任務	19
活動指針	20
規程と細則	21
活動指針	26
基本的会計事務	29
予算編成	34
活動指針	39
地方委員会の責任	41
公開委員会	44
新聞	46
社会の希望と要求	54

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員会の法的根據

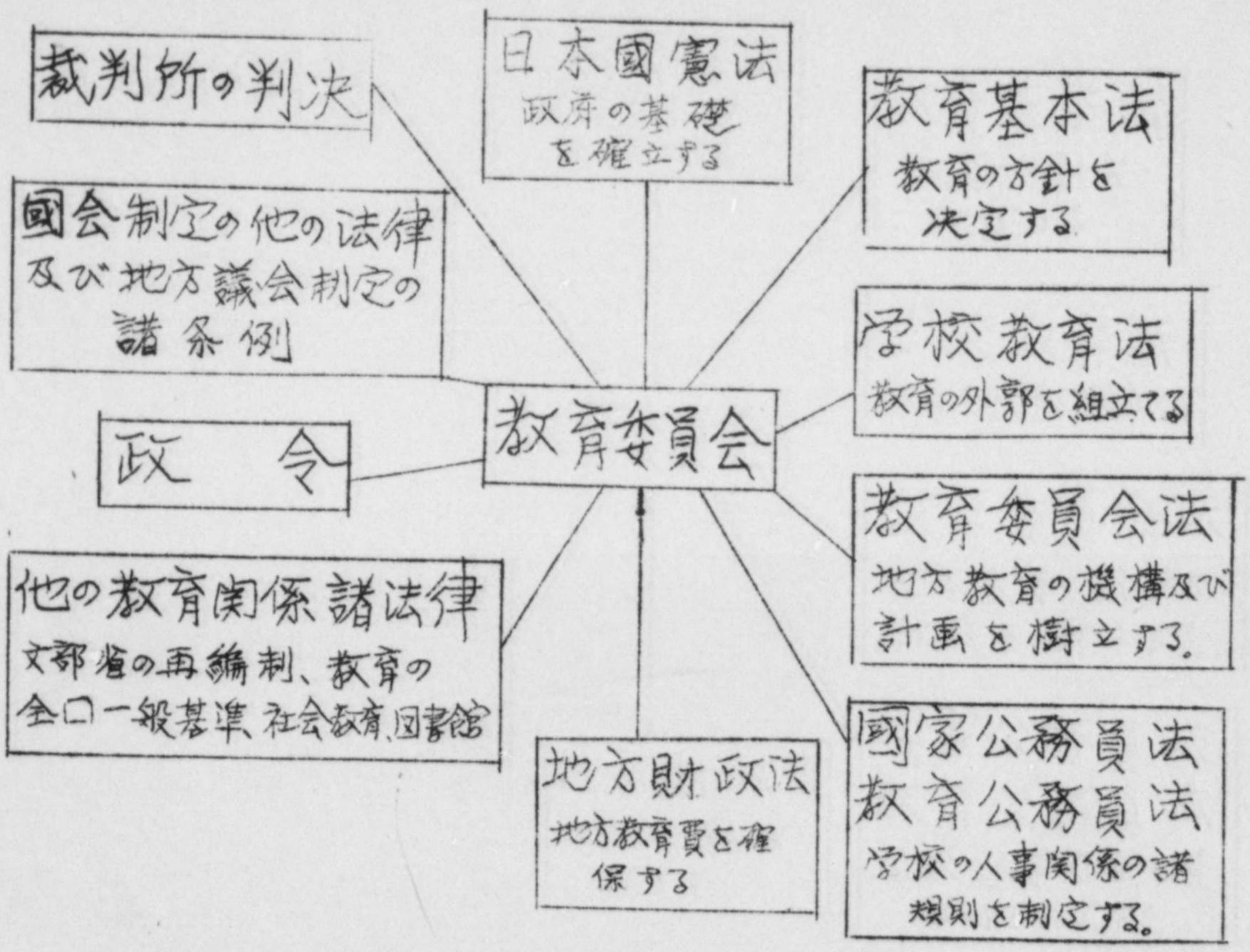

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教育委員会、教育長、事務局、学校の関係

國民

委員を選挙する
委員の解職权を保有する。
新聞紙上に自己の希望や意見を単独又は団体で発表する。
委員会の活動を評價検討する。

教育委員会

民意に従って教育問題を処理する。
すべての教育問題を処理する法的機関である。
教育長の助言と推センに基いて教育政策を樹立し、関係諸規則を作る
教育長を選定する。
教育長を教育行政上の責任をもつ事務局の主班に任命する。
教育長の助言に基いて事務局及び学校機構を決定する。
教育長の報告と助言に基いて行動する。

教育長

委員会執行機関の主班である。
委員会に対し、すべての事務職員と一般職員の任命に関し推センする。
事務局の活動を監督する。
教育行政上の責任をもつ。
委員会に対し諸般の報告と推セをする。

教育次長

教育長の主席輔佐役である。
教育長不在の時は任務を代行する
委員長のもとにあつて特殊の責任をもつ
委員会及び教育の定めた方針にもとづいて事務局及び教育機構を監督する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

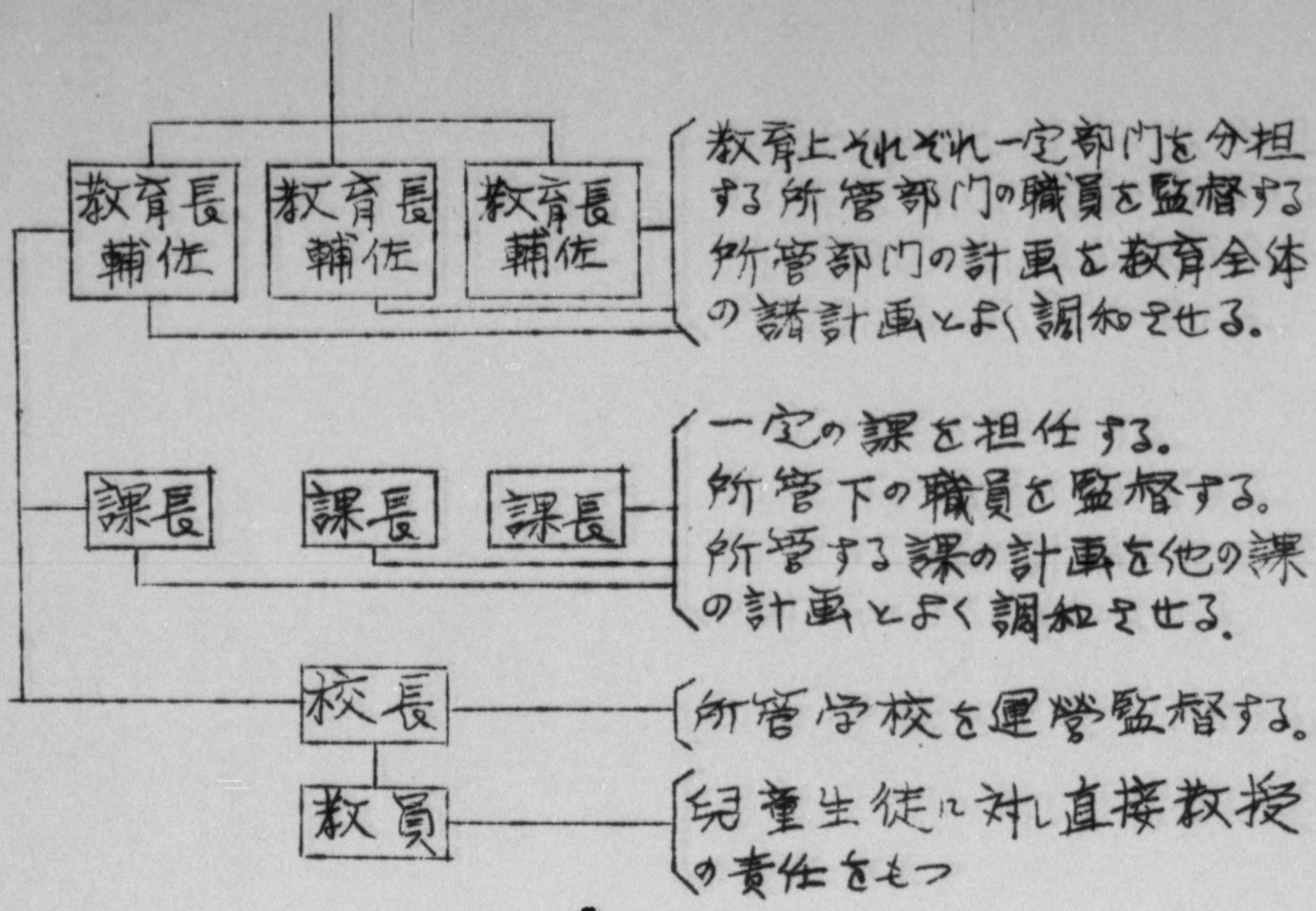

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

REGULATION FOR THE KAGAWA-KEN SCHOOL BOARD

325

I General Rules

1. The member shall arrive at the place and time appointed in the notice of convocation of the meeting and shall notify the chairman.

2. When a member cannot attend the meeting, he shall notify the chairman of it.
A member shall decide his quarters during the session and notify the chairman. It shall be done also when he has changed his quarters.

3. The chairman shall open the meeting when there is a quorum.

4. When the proceedings are over, the chairman shall close the meeting after consulting the members present.

5. The session of an ordinary meeting shall not exceed five days, and that of an extraordinary meeting three days, and the chairman decides it by consulting the members of the meeting.

6. The chairman shall increase the days of the session by consulting the members, when the proceedings are not over within the session, when an urgent business arises, or when there is a special need for it.

7. The time of the meeting shall be from 10.00 a.m. to 3 p.m. The chairman can prolong or shorten the time after consulting the meeting.

8. When the meeting is opened, the chairman shall ask for the acknowledgement of the minutes of the previous meeting, make necessary reports, and then refer the agenda to the meeting.

9. The meeting will be in recess on Sunday or a holiday. When the chairman wants to call the meeting on such days, he must consult the meeting.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

10. When the meeting holds an election, two members nominated by the chairman shall act as scrutineers.

11. The chairman decides, provided there is no objection of any member, any ambiguity or any matter outside of the agenda that may arise during the session. This does not include a matter, though outside of the agenda, which should be referred to the meeting as a matter of course.

II Measures and Agenda

12. The chairman shall, at the end of a meeting, decide the agenda of the next meeting, and report it to the members. If there is an objection of any member, the chairman decides it by consulting the meeting.

13. The order of the day can be changed, when the chairman finds it necessary or on the motion of any member, after consulting the meeting.

14 On opening the meeting, the chairman shall announce the agenda to the ~~meeting~~ members and have the clerk give a reading of the measures. The chairman can omit the reading after consulting the meeting.

III Voting

15. When the chairman deems that the discussions are over, he should put it to vote after consulting the meeting.

16. In dividing, the chairman shall ask the members who are for the measure to show their hands. The chairman may divide by signed or secret vote, after consulting the meeting, notwithstanding the aforegoing provision.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

17. If no member speaks on the measure, the chairman may take it as approved after declaring so. If any member has an objection to it, the chairman shall take a vote on whether he may do so or not.

18. As for the revisions on the original measure, votes on them shall be taken in the order of departure from the original, the farthest first.

19. In dividing, the members present shall participate in voting.

IV The Minute-book and stenographic record.

20. The following matters shall be entered in the minute-book.

1) Matters concerning the opening and closing of the meeting
2) Names of the members in attendance
3) Names of those who were in attendance except the members
4) Reports by the chairman and members.
5) Measures submitted to the meeting.
6) Motions which were taken up and the names of the movers
7) Names of those who asked questions or made debates, and their gists.
8) Resolutions made.
9) Results of elections
10) The numbers of pros and cons or votes, when they were counted
11) Names of the members who are to sign the minutes
12) Other matters deemed necessary to be recorded by the chairman or the meeting.

21 The clerk who made the minutes shall counter-sign it.